

大規模小売店立地法事務の手引き

秋 田 県

秋田県 産業労働部

商 工 業 振 興 課

〒010-8572 秋田市山王3-1-1

電話：018-860-2244 FAX：018-860-3869

はじめに

大型店が地域社会と調和を図っていくためには、大型店への来客、物流による交通・環境問題等の周辺的生活環境への影響について適切な対応を図るなど、積極的に地域づくりに貢献をしていくことが期待されます。大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）は、こうした大型店の立地が周辺的生活環境に配慮しながら適正に行われることを確保するための手続を定めたものです。

本手引書は、法で定められている手続の概要と併せ、法の円滑な運用・手続に資するため、運用面での具体的事務処理等について記載しております。各種届出等所要の手続を行う際の参考としていただき、制度の円滑な運用が図られるようご協力をお願いします。

なお、記載内容については、今後の実施状況により見直しが出てくる場合もありますので御了承願います。

目 次

I	大規模小売店舗立地法の基本的事項	P 1
1	大規模小売店舗立地法の目的	
2	大規模小売店舗の定義	
3	対象となる店舗面積の取扱い	
4	法の運用主体	
5	出店までの手続き	
II	大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針	P 8
III	届出事項	P 9
1	新設に関する届出	
2	変更の届出	
3	既存店の変更の届出	
IV	説明会の開催	P 1 2
1	説明会の開催	
2	説明会の開催方法	
V	意見書の提出等	P 1 3
1	意見書の提出	
2	意見書を提出できる者	
3	意見内容の範囲	
4	様式等	
5	意見の提出先	
VI	県の意見等	P 1 6
1	県の意見	
2	勧告・公表	
3	報告	
	[その他]	
	・届出時期・提出部数	P 1 7
	・添付書類一覧	P 1 8
	・大規模小売店舗立地法に基づく届出様式	P 1 9
	・届出書等の記載要領	P 2 9
	・大規模小売店舗立地法手続要綱	P 4 3
	・【巻末参考資料】大規模小売店舗立地法に基づく届出書類チェックリスト	P 7 1

I 大規模小売店舗立地法の基本的事項

1 大規模小売店舗立地法の目的（法第1条）

この法律は、大規模小売店舗の立地に関し、その周辺の地域の生活環境の保持のため、大規模小売店舗を設置する者によりその施設の配置及び運営方法について適正な配慮がなされることを確保することにより、小売業の健全な発達を図り、もって国民経済及び地域社会の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与することを目的としております。

このため、大規模小売店舗を設置しようとする者（建物設置者）は、法により定められた事項について届出が必要となります。

2 大規模小売店舗の定義（法第2条）

この法律において「大規模小売店舗」とは、「一の建物であつて、その建物内の店舗面積の合計」が1,000㎡を超える次のものをいいます。

- ① 新しい建物を建築してその店舗面積が1,000㎡を超えるもの
- ② 既存の建物を増築してその店舗面積が増加し、1,000㎡を超えるもの
- ③ 既存の建物は何ら増築しなくともその全部又は一部の用途を変更し、店舗面積が1,000㎡を超えることとなるもの

以上のように建物の新築、増築の有無を問わず店舗面積が1,000㎡を超えるものをいいます。

「店舗面積」とは「小売業（飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む。）を行うための店舗の用に供される床面積」をいいます。

複数のテナントが入居している大規模小売店舗については、その店舗面積の合計が1,000㎡を超える建物であれば法の対象となります。

※ 法が適用される大規模小売店舗の基準面積は、法により都道府県が条例で独自に定めることができることになっていますが、秋田県では政令で定める1,000㎡を基準面積として法の運用を行います。

3 対象となる店舗面積の取扱い

(1) 一の建物

「一の建物」とは、次のものをいいます。

- ① 屋根、柱又は壁を共通にする建物（当該建物が公共の用に供される道路その他の施設によって二以上の部分に隔てられているときは、その隔てられたそれぞれの部分）
- ② 道路によって接続され、機能が一体となっている二以上の建物
- ③ 一の建物（①、②を含む）とその附属建物をあわせたもの

附属建物とは、同一敷地又はこれに隣接する敷地内にある他の建物との間に営業主体、建物の構造、商品構成、顧客の通路等から見て機能的に不可分の関係があると認められる建物をいい、所有、管理の主体が同一人であるかを問いません。

(2) 小売業

小売業には飲食店を含みませんが、物品加工修理業（洋服のイージーオーダー、ワイシャツの委託加工等）については、小売業と密接、不可分の関係にあることから小売業に含まれます。

(3) 小売業を行う

物品を継続反復して消費者に販売する行為がその業務の主たる部分を占めるものをいいます。小売業を営利目的をもって行うか否かと、来客数、物量数とは直接関係がないので、生協、農協のように組合原則に従い組合員に物資の供給事業を行っている場合も対象となります。

- ① 小売業者でない者が、個展やバザー等において一回限りの販売を行うことは「継続反復して」行うこととはなりません。初めての販売行為であっても、継続反復の意思があれば小売業に該当します。
- ② カタログコーナー等直接物品を展示していない場合であっても、その場所で実質的に販売契約が締結されている場合は、小売業を行うこととなります。
- ③ 飲食店業における持ち帰り品の販売や旅行斡旋業における時刻表等の販売等、サービス提供事業の付随的な業務と認められる場合は、小売業を行っていることとはなりません。

(4) 小売業を行うための店舗

小売業を行うための建物（土地に定着する工作物又は地下若しくは高架の工作物のうち、屋根及び柱、若しくは壁を有するものをいう。）であって、その場所に客を来集させて小売業を行うための用途に直接供されるものをいいます。なお、同一の店舗で小売業と小売業以外の業を行っている場合は、それぞれの業について直接それらの用に供する部分が明確に区別できない限り、その店舗面積の全てが「小売業を行うための店舗」に該当します。

また、通常、店舗以外の用途に供されている建物であって、非恒常的に店舗を開設する場合については、原則として小売業を行う日数が年間 60 日以内であれば、「小売業を行うための店舗」にはあたらない取扱いとなります。

(5) 床面積

床面積とは、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の用語によるものとし、建築物の各階又はその一部で壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積をいいます（建築基準法施行令第 2 条第 1 項第 3 号）。

(6) 店舗面積の範囲

① 店舗面積に含まれる部分

部 分 名	定 義
(1) 売場	直接物品販売の用に供する部分をいい、店舗面積に含む。ショーケース等直接物品販売の用に供する施設に隣接し、顧客が商品の購入又は商品の選定等のために使用する部分（壁等により売場と明確に区切られていない売場間の通路を含む。）は、売場とみなす。
(2) ショーウインド	ショーウインドは、店舗面積に含む。ただし、階段の壁に設けられたはめ込み式のショーウインドは、店舗面積に含まない。
(3) ショールーム等	ショールーム、モデルルーム等の商品の展示又は実演の用に供する施設をいい、店舗面積に含む。
(4) サービス施設	手荷物一時預かり所、買物品発送承り所、買物相談所、店内案内所その他顧客に対するサービス施設をいい、店舗面積に含む。
(5) 物品の加工修理場のうち顧客から引受（引渡しを含む）の用に直接供する部分	カメラ、時計、眼鏡、靴、その他の物品の加工又は修理の顧客からの引受（加工又は修理のための物品の引渡しを含む。）の用に直接供する部分をいい、店舗面積に含む。当該部分が加工又は修理を行う場所と間仕切り等で区分されていないものであるときは、その全部を店舗面積に含む。

② 店舗面積に含まない部分

部 分 名	定 義
(1) 階段	上り階段及び下り階段とも最初の段鼻（踏み面の先端）の線で区分し、踊り場及び階段と階段にはさまれた吹抜きの部分を含むものをいい、店舗面積に含まない。また、階段の周辺に防火用のシャッター等がある場合は、当該シャッター等と最初の段鼻、壁、柱等によって囲まれる部分は、当該部分とみなし、店舗面積に含まない。
(2) エスカレーター	エスカレーター装置（附属部分を含む。）部分をいい、店舗面積に含まない。また、エスカレーターの周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該シャッター等によって囲まれる部分及び吹抜きの部分は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提にエスカレーター部分とみなし、店舗部分に含まない。
(3) エレベーター	エレベーターの乗降口の扉の線で区分し、店舗面積に含まない。また、エレベーターの周辺に防災用のシャッター等がある場合には、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提にエレベーター部分とみなし、店舗面積に含まない。
(4) 売場通路及び連絡通路	壁等により売場と明確に区分された売場として利用し得ない通路、建物と建物を結ぶための道路上の上空に設けられた渡り廊下、地下道その他の連絡通路をいい、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提に店舗面積に含まない。また、当該シャッター等によって囲まれる部分は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提に通路とみなし、店舗面積に含まない。

(5) 文化催場	展覧会等の文化催しのための用に供し、又は供させる場所であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。
(6) 休憩室	客室休憩室又は喫煙室その他これに類する施設であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。
(7) 公衆電話室	公衆電話室であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。
(8) 便所	便所の出入口の線（専用の通路がある場合は、その出入口の線）で他と区分し、店舗面積に含まない。
(9) 外商事務室等	外商ないし常得意先に対する業務のみを行う場所であって間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。
(10) 事務室・荷扱い所	事務室、荷扱い所、倉庫、機械室、従業員施設等顧客の来集を目的としない施設であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。
(11) 食堂等	食堂、喫茶室等をいい、店舗面積に含まない。
(12) 塔屋	エレベーター室、階段室、物見塔、広告塔等屋上に突き出した部分をいい、店舗面積に含まない。ただし、物品販売を行う部分は、売場として取り扱うものとする。
(13) 屋上	塔屋を除いた屋上部分をいい、店舗面積に含まない。ただし、物品販売を行う部分は売場として取り扱うものとする。
(14) はね出し下、軒下等	建物のはね出し下、ひさし、軒下等の部分をいい、店舗面積に含まない。ただし、はね出し下等において、展示販売、ワゴン等による各種商品の販売を行っている部分は、売場として取り扱うものとする。

※注

(1)間仕切りについて

間仕切りは、原則として壁、棚、扉等を固定したものとする。

(2)塔屋と普通階の区別について

建築基準法施行令第2条第1項第8号により階数の算定法が定められているが、この法律の運用においては、屋上の突き出し部分が建築面積の1/8を超えている程度の場合に塔屋として取り扱うものとする。

また、上記の建築面積とは、上記施行令第2条第1項第2号の規定による「建築物（地階で地盤面上1メートル以下にある部分を除く。）の外壁又はこれに代わる柱の中心線（軒、ひさし、はね出し縁その他これに類するもので当該中心線から水平距離1メートル以上突き出たものがある場合においては、その端から水平距離1メートル後退した線）で囲まれた部分の水平投影面積による。」に準ずるものとする。

4 法の運用主体

法の運用主体は都道府県と政令指定都市とされており、本県の場合は、秋田県が法の運用主体になります。ただし、「市町村への権限移譲の推進に関する条例」に基づき、一部の市に所在する店舗については、当該市が運用主体となります。

5 出店までの手続き

(1) 出店計画概要書の提出

県は、建物設置者に対し、法第5条第1項、第6条第2項及び附則第5条第1項の届出を行う概ね1か月前までに出店（変更）計画概要書の提出の協力をお願いすることとしております。（手続要綱第4条）

この出店計画概要書は、法の手続上義務づけられておりませんが、早い時期から計画内容を確認することにより、届出後の手続が円滑になる場合が多いため、提出の協力をお願いするものです。

なお、出店計画概要書の作成に当たっては、道路法の承認や都市計画法の開発許可申請、建築基準法の確認申請、農地法の許可申請の手続等との整合性に留意願います。

(2) 店舗新設の届出（法第5条）

建物設置者による届出は新設する8か月前までに行われます。届出後、届出の内容が秋田県公報により公示され、届出書が県庁舎県政情報資料室、当該店舗の所在市町村において4ヶ月間縦覧されます。

なお、届出後8か月経過しなければ小売業を営むことはできませんが、県からの意見がなければ最短で6か月程度で営業が可能となります。

(3) 変更の届出（法第6条、附則第5条）

建物設置者は、法第5条第1項による届出事項の変更を行おうとする場合には、変更の届出が必要となります。また、法施行前から営業している既存店舗においても、変更を行う場合には届出が必要となります。

(4) 説明会の開催（法第7条）

建物設置者は、法第5条の届出から2か月以内に出店予定地周辺の施設において、地域住民等に対して、説明会を開催し届出内容の周知を図ります。

(5) 市町村、住民等の意見（法第8条）

県は、届出の公告の日から4か月以内に大規模小売店舗の立地する市町村から、地域の生活環境保持の見地からの意見を聴きます。

また、地域住民や商工会議所、商工会など個人、団体を問わず誰でも大規模小売店舗の出店内容について生活環境保持の観点から意見がある場合は、届出の公告のあった日から4か月以内に県に対し意見を述べることができます。

なお、市町村及び地域住民等からの意見は、公告・縦覧されます。

(6) 県の意見（法第8条）

県は、届出内容を審査した結果、大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から必要があると認める場合は、建物設置者に対して、周辺環境の保持のため必要な意見を書面により通知します。この意見は、公告・縦覧されます。

意見のない場合も書面により通知しますが、この場合はそれ以降の開店制限はなくなります。

(7) 自主的対応策の提示（法第8条）

県から意見が出された場合、建物設置者は、意見を踏まえた変更をする旨の届出、又は、変更しない旨の通知（自主的対応策の提示）を県に対し行います。

この届出書及び通知の内容は、公告・縦覧されます。

なお、法第5条の届出から8か月の開店制限にかかわらず、自主的対応策の提示後、2か月を経過しなければ開店することができません。

(8) 勧告・公表（法第9条）

県は、提示された自主的対応策を審査し、必要があれば勧告を行います。

建物設置者は、勧告を受けた場合はその内容を踏まえ、必要な変更の届出を行います。また、変更を行わない場合は、その旨県に対して通知します。この届出及び通知は、公告・縦覧されます。

なお、建物設置者が正当な理由なくその勧告に従わなかったときは、県はその旨を公表します。

(9) 届出書及び意見書公告・縦覧

手続きの透明性の確保の観点から、手続き全般にわたり次のとおり公告・縦覧することになっています。

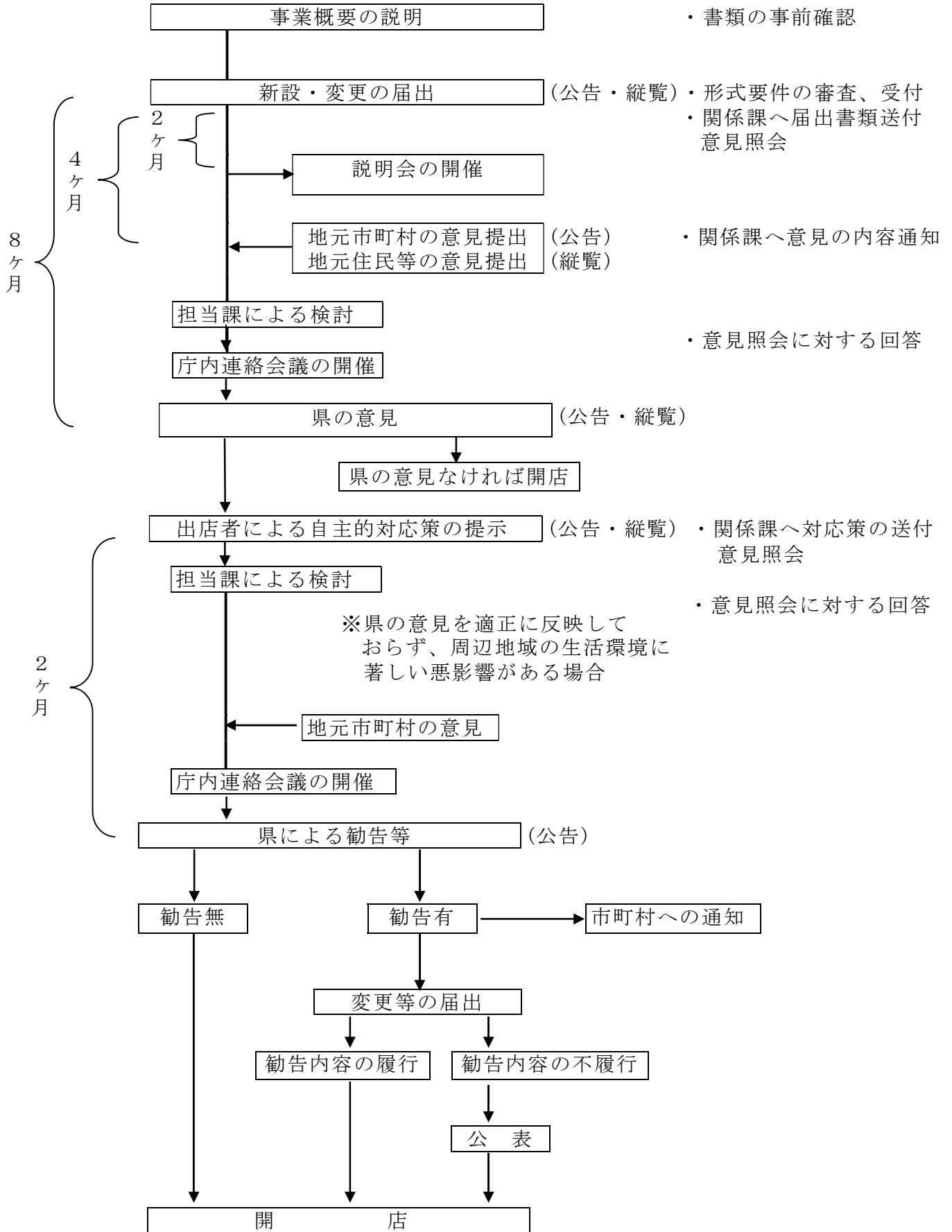
公告・縦覧すべき事項	縦覧期間	関係条文
新設・変更の届出	4か月	第5条3項、6条3項
廃止届（公告のみ）		第6条6項
市町村及び住民等の意見	1か月	第8条3項
県の意見	1か月	第8条6項
県の意見に対する設置者の自主的対応策	4か月	第8条8項
勧告（公告のみ）		第9条3項
勧告に基づく変更届出	4か月	第9条5項

【縦覧場所】

ア 秋田県庁本庁舎 1F 県政情報資料室（018-860-4091）

イ 当該店舗所在市町村商工担当課

大店立地法の基本的な手続の流れ



II 大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針

大規模小売店舗の設置等については、周辺地域の生活環境の保持を図るうえで、指針が定められており、大規模小売店舗の設置者が具体的に如何なる範囲で責任を果たすことが求められているのかを示したもので、県や地域住民にとっても、判断のよりどころになるものです。

届出に当たっては、この指針に定められた事項を踏まえ、大規模小売店舗の施設の配置や運営方法を決めていただきます。

なお、指針に算式が定められている場合は、原則として算式に基づいていただきますが、それ以外の方法で算出される場合は、内容が十分に把握できるデータ等を示していただくこととなります。

また、指針のそれぞれの事項については、関係機関と十分な調整を行うことが必要になります。

《大規模小売店舗立地法抜粋》

法第四条

経済産業大臣は、関係行政機関の長に協議して、大規模小売店舗の立地に関し、その周辺の地域の生活環境の保持を通じた小売業の健全な発達を図る観点から、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（以下「指針」という。）を定め、これを公表するものとする。

2 指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき基本的な事項
- 二 大規模小売店舗の施設（店舗及びこれに附属する施設で経済産業省令で定めるものをいう。次条一項において同じ。）の配置及び運営方法に関する事項であつて、次に掲げるもの
 - イ 駐車需要の充足その他による大規模小売店舗の周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保のために配慮すべき事項
 - ロ 騒音の発生その他による大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の悪化の防止のために配慮すべき事項

Ⅲ 届出事項

1 新設に関する届出

新たに大規模小売店舗を設置しようとする者は、法第5条に基づく届出が必要です。

(1) 届出事項（法第5条第1項）

- ① 大規模小売店舗の名称及び所在地
- ② 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- ③ 大規模小売店舗を新設する日
- ④ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
- ⑤ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項であって、経済産業省令で定めるもの

《同法施行規則第3条第1項》

- ・駐車場の位置及び収容台数
- ・駐輪場の位置及び収容台数
- ・荷さばき施設の位置及び面積
- ・廃棄物等の保管施設の位置及び容量

- ⑥ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項であって、経済産業省令で定めるもの

《同法施行規則第3条第2項》

- ・大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
- ・来客が駐車場を利用することができる時間帯
- ・駐車場の自動車の出入口の数及び位置
- ・荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(2) 添付する書類（施行規則第4条第1項）

- ① 法人にあってはその登記事項証明書
- ② 主として販売する物品の種類
- ③ 建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面
- ④ 必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠
- ⑤ 来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の出入口の数、位置及び形式を決定するために必要となる事項
- ⑥ 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法
- ⑦ 大規模小売店舗において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯
- ⑧ 遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面
- ⑨ 冷却塔、送風機又は冷暖房設備の室外機を設置する場合にあっては、それらの使用時間帯及び位置を示す図面
- ⑩ 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠
- ⑪ 夜間において営業・営業関連の機器の使用又は施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠
- ⑫ 必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠

(3) 届出時期

新設を行う8か月前までに行う必要があります。

2 変更の届出（法第6条）

届出事項の変更を行う場合は、法第6条の規定に基づき変更届出を行う必要があります。

- (1) 届出事項
1 (1)の届出事項の変更
- (2) 添付する書類
1 (2)の変更届出の内容に関する書類
- (3) 届出時期
 - ① 事後届出で良いもの（変更後遅滞なく）（法第6条第1項）
 - イ 大規模小売店舗の名称及び所在地（住居表示の変更）
 - ロ 設置者及び小売業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ② あらかじめ届出が必要なもの（法第6条第2項）
 - イ 施設の運営方法に関する事項
 - ③ 変更の8か月前までに届出が必要なもの（法第6条第2項）
 - イ 新設する日
 - ロ 店舗面積
 - ハ 施設の配置に関する事項
- (4) その他
一時的な変更など届出不要であったり、変更内容が軽微なものについては、8か月前の届出の適用を受けない場合もありますので県の担当窓口にご相談ください。

3 法施行日（平成12年6月1日）現在、大規模小売店舗を設置している場合の変更届（法附則第5条第1項）

1,000㎡を超える既存の店舗で、大規模小売店舗立地法の届出事項について、立地法施行日以後最初に変更を行う場合は、大規模小売店舗立地法附則第5条第1項に基づき届出を行わなければなりません。

- (1) 届出事項
1 (1)の届出事項の変更。なお、変更届出の際、変更に係るもの以外の事項についても併せて届出をしていただくことになります。
- (2) 添付する書類
1 (2)の変更事項に係る書類
- (3) 届出時期
法第6条の変更届出の場合と同様の取扱いとなりますが、「大規模小売店舗の名称及び所在地」及び「設置者及び小売業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名」については、そのみの変更の場合は届出の必要はありません。
名称及び所在地等の変更の届出は、事前の届出が必要な届出をする際にあわせて届出をしていただくことになります。
- (4) その他注意事項
大規模小売店舗立地法の届出が行われていない既存の大規模小売店舗については、大規模小売店舗立地法上で認められている届出不要の変更（施行規則第7条第1項）の適用が受けられないので注意願います。

《大規模小売店舗立地法抜粋》

法第六条第一項

前条第一項の規定による届出があった大規模小売店舗について、当該届出に係る同項第一号又は第二号に掲げる事項の変更があった場合には、当該大規模小売店舗を新設する者又は設置している者は、遅滞なく、その旨を都道府県に届け出なければならない。

法第六条第二項

前条第一項の規定による届出があった大規模小売店舗について、当該届出に係る同項第三号から第六号までに掲げる事項の変更があるときは、当該大規模小売店舗を新設する者又は設置している者は、あらかじめ、その旨を都道府県に届け出なければならない。ただし、通商産業省令で定める変更については、この限りでない。

○経済産業省令で定める事項

施行規則第七条第一項

一 時的な変更又は次の各号に掲げるものとする。

一 大規模小売店舗の新設をする日の繰下げを行うもの

二 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を減少させるもの

三 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を増加させるものであって、増加後の店舗面積の合計が、次のイ又はロに掲げる場合に応じ当該イ又はロに掲げる店舗面積の合計（以下「基礎面積」という。）に千平方メートル又は基礎面積の一割に相当する面積のいずれか小さい面積を加えた面積を超えないもの

イ 法第五条第一項の規定による届出をしている場合であって、法第六条第二項による届出をしていないとき 当該届出に係る店舗面積の合計

ロ 法第六条第二項による届出をしている場合 当該届出に係る店舗面積の増加をした後の店舗面積の合計

四 駐車場又は駐輪場の収容台数を増加させるもの

五 荷さばき施設の面積を増加させるもの

六 廃棄物等の保管施設の容量を増加させるもの

七 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻の繰下げ又は閉店時刻の繰上げを行うもの

法附則

第五条 この法律の施行の際現に大規模小売店舗を設置している者は、当該大規模小売店舗について第五条第一項第四号から第六号までに掲げる事項の変更であってこの法律の施行の日以後最初に行われるもの（この法律の施行の日から八月を経過する日までの間に、旧法第五条第一項又は第六条第一項若しくは第二項の規定による届出に係る営業の開始又は店舗面積の増加をすることにより店舗面積の合計がこの法律の施行の日における店舗面積の合計を超えることとなる大規模小売店舗については、その営業の開始又は店舗面積の増加の日以後最初に行われるもの）をしようとするときは、その旨及び第五条第一項第一号、第二号又は第四号から第六号までに掲げる事項で当該変更に係るもの以外のものを都道府県に届け出なければならない。

2 旧法第三条第二項又は第三項の規定による公示にかかる建物であって、この法律の施行前に旧法第五条第一項又は第六条第一項若しくは第二項の規定による届出をした者がこの法律の施行の日から八月を経過する日までの間に、当該届出に係る営業の開始又は店舗面積の増加をすることにより大規模小売店舗に該当することとなるものの新設をする者については、第五条第一項の規定は、適用しない。

3 第一項の規定は、前項の大規模小売店舗を設置する者が、当該大規模小売店舗について第五条第一項第四号から第六号までに掲げる事項の変更であって前項の規定による営業の開始又は店舗面積の増加の日以後最初に行われるものをしようとする場合について準用する。

4 第一項（前項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による変更に係る事項の届出は、第六条第二項の規定による届出とみなす。

5 第一項の規定による届出のうち変更に係る事項以外の者の届出は、第六条第一項及び第二項、第十条第一項並びに第十一条の規定の適用については、第五条第一項の規定による届出とみなす。

IV 説明会の開催

1 説明会の開催

説明会を行う必要があるのは、法第5条第1項の規定による新設の届出をした者及び法第5条第1項第3号から第6号までの新設をする日、店舗面積、施設の配置及び運営に関する事項について第6条第2項による変更届出を行った建物設置者です。変更届出のうちで、法第5条第1項第1号及び第2号の変更並びに法第6条第4項の経済産業省令で定める軽微な変更の届出については、周辺の地域の生活環境に与える影響がないか、著しく小さいと考えられるので、説明会の手続きは不要です。

2 説明会の開催方法

説明会は、上記届出をした日から2か月以内に大規模小売店舗の所在地の周辺の施設において開催することになりますが、開催方法については次によりお願いします。

(1) 開催回数

原則1回とします。ただし、会場の規模等市町村と協議して必要と認める場合は3回を上限として県が指定します。

(2) 開催日時・場所

① 日時

より多くの地域住民が参集しやすいように、できるだけ土曜日又は日曜日（祭日を含む）とし、やむを得ず平日に開催する場合は、午後6時以降の夜間に開催するよう配慮してください。

② 場所

説明会参加者が参集しやすい出店予定地の近くで相当な人数を収容できる施設とします。

(3) 説明すべき内容等

① 説明内容

イ 届出書及び添付書類の内容

ロ 指針において対応が求められている事項への対応策

② 説明会資料

説明会開催者の責任において準備することとします。なお、出店計画概要書を利用することもできます。

(4) 説明会開催の公告

説明会開催者は、開催の1週間前までに次のいずれか又は複数の方法により開催日時、場所等について公告を行うものとします。

① 日刊新聞紙に掲載する。

② 日刊新聞紙にチラシを入れる。

③ 市町村の協力を得て、市町村広報紙に掲載する。

④ その他県又は市町村が適切と認める方法。

(5) 周知範囲

店舗面積により3,000㎡未満は、出店予定地から半径1km、3,000㎡以上は2kmとします。

(6) 説明会開催の報告

県は、設置者に対し、説明会終了後速やかに開催日時、場所、出席者、質疑及び意見の内容を書面により報告するようお願いすることとしています。（手続要綱第8条第2項）

(7) その他

説明会を開催できない場合（施行規則第13条）は、手続要綱第8条第3項により遅滞なく県に報告するとともに、上記(4)の方法で周知するものとします。

V 意見書の提出等

1 意見書の提出

大規模小売店舗の新設等の届出内容について、周辺的生活環境の保持の見地から意見を有する者は、その住所、所属、個人、法人の如何を問わず、公告の日から4か月以内に意見書を提出することができます。（法第8条第2項）

提出された意見書については、県が建物設置者に意見及び勧告等を行う際の参考とさせていただきますこととなります。

なお、意見の概要については、県公報により公告され、また県庁及び市町村で意見書の内容が縦覧されます。

2 意見書を提出できる者

(1) 大規模小売店舗出店市町村

県が意見を及び勧告を行うにあたり、法律上、必ず意見を聴かなければならないことになっております。

(2) 周辺的生活環境の保持という見地から意見を有する者

その住所、所属、自然人、法人の如何を問いません。

3 意見内容の範囲

「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成19年2月1日経済産業省告示第16号）」に沿った内容により、意見を述べていただくこととなります。

4 様式等

別紙様式を参考にしてください。任意様式でも差し支えありませんが、住所、氏名、連絡先の電話番号を記載の上提出願います。住所等記載のない意見書は、参考にできない場合がありますので留意願います。

提出期限等については、大規模小売店舗の届出の都度、県公報によりお知らせいたします。

5 意見の提出先

- ・提出先 秋田県産業労働部商工業振興課
- ・住 所 秋田市山王三丁目1番1号
- ・電 話 018-860-2244（直通）

意 見 書

年 月 日

秋 田 県 知 事 あて

(住 所)

(氏 名)

(TEL)

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、別紙のとおり意見を提出します。

大規模小売店舗立地法第8条第2項に基づく意見

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称
- (2) 所在地

2 意見項目（該当する箇所に○を記入）

	駐車需要の充足等交通について		廃棄物について
	歩行者の通行の利便の確保について		街並みづくりについて
	騒音について		その他（

3 意見の内容

○意 見

注1. 「内容」は、意見項目毎に作成願います。

注2. この意見については、その概要が公告・縦覧されます。

注3. 法人・団体の場合は、下記に必ず名称・所在地を記載してください。

注4. 個人の場合は、この意見書の縦覧にあたって、住所・氏名の公表を了承する場合のみ、下記に記載してください

氏名又は名称	
住所又は所在地	

VI 県の意見等

大規模小売店舗の新設及び変更の届出については、都道府県が市町村及び住民等から述べられた意見に配慮するとともに、指針を勘案しつつ当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から意見を有する場合は、書面により通知することとされています。

また、意見通知後に設置者から提出された変更の届出等が県の意見を適正に反映しておらず、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態の発生を回避することが困難であると認めるときは、必要な措置を取るべきことを勧告することができ、さらに、正当な理由なく勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができるとされています。

1 県の意見

県は、「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成 19 年 2 月 1 日経済産業省告示第 16 号）」を基にして建物設置者に意見を述べます。

この際、県の意見は、店舗周辺の地域の生活環境の保持の観点から適切な措置が講じられていない事項の指摘及びそれを改善するための具体的方法についての選択肢を示すこととしています。

なお、県が意見を有しない場合においても、その旨を通知します。

2 勧告・公表

建物設置者から意見を反映した変更届出又は変更しない旨の通知が出された場合に、その内容が県の意見を適正に反映しておらず、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態の発生を回避することが困難であると認められるときには、県は市町村の意見を聴いた上で、指針を勘案しつつ理由を付して勧告を行います。

また建物設置者が正当な理由なくこれに従わない場合は、その旨の公表を行います。

3 報告

県は法の適正な運用を図るため、大規模小売店舗を設置する者及び小売業を行う者に対して、必要な事項の報告を求める場合があります。（手続要綱様式 9）

(1) 建物設置者に求める報告事項

- ① 駐車場の充足その他による大規模小売店舗周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保のために講じている措置に関する事項
- ② 騒音の発生その他による大規模小売店舗周辺の地域の生活環境の悪化の防止のために講じている措置に関する事項

(2) 小売業者に求める報告事項

- ① 当該小売事の開始日
- ② 当該小売業を行う者の店舗の店舗面積及び位置に関する事項
- ③ 当該小売業を行う者の店舗の運営方法に関する事項

届出時期・提出部数

様式	届 出 事 項	時 期	部 数
様式第1	法第5条第1項（新たに大規模小売店舗を設置使用とする場合）	新設8か月前	正本 1部 副本 8部
様式第2	法第6条第1項（法第5条第1号及び2号の変更の届出）	遅滞なく	正本 1部 副本 3部
様式第3	法第6条第2項（法第5条第3号、4号、5号の届出事項の変更の届出）	実施8か月前	正本 1部 副本 8部 <small>ただし、3号の場合は3部</small>
	法第6条第2項（法第5条第6号の届出事項の変更の届出）	あらかじめ	
様式第4	法第6条第5項（大規模小売店舗を廃止する場合）	遅滞なく	正本 1部 副本 1部
様式第5	法第8条第7項（自主的対応策を提出する場合）	新設2か月前	正本 1部 副本 8部
様式第6	法第9条第4項（勧告に対する変更の届出）	開店前	
様式第7	法第11条第3項（地位の承継があった場合）	遅滞なく	正本 1部 副本 1部
様式第8	法附則5条第1項（既存店の法第5条第4号、5号の届出事項の変更の届出）	実施8か月前	正本 1部 副本 8部
	法附則5条第1項（既存店の法第5条第6号の届出事項の変更の届出）	あらかじめ	

添付書類

・登記事項証明書：発行日から3か月以内のもの	届出書に添付	正本添付
・その他	届出書に添付	届出部数

出店計画概要書

手続要綱 別紙1	大規模小売店舗出店計画概要書（参考様式）	届出書提出の 1か月前	必要部数
-------------	----------------------	----------------	------

※建物設置者の変更の場合にも登記事項証明書は添付すること。

添 付 書 類 一 覧

届出事項	内 容
<p>A 新たに、大規模小売店舗を設置しようとする場合</p>	<p>根拠法令：法第5条第1項 届出時期：新設する8か月前 届出様式：様式第1「大規模小売店舗届出書」 添付書類：</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 法人にあってはその登記事項証明書 ② 主として販売する物品の種類 ③ 建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面 ④ 必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車台数等の予測の結果及びその算出根拠 ⑤ 駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項 ⑥ 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法 ⑦ 荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯 ⑧ 遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面 ⑨ 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時間帯及び位置を示す図面 ⑩ 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠 ⑪ 夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠 ⑫ 必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠 <p>※ 記載上の留意事項 駐車場の出入口の形式、位置、数等については、必要に応じて地元警察、道路管理者等と十分協議を行った上で計画し書類を作成すること。</p>
<p>B 届出内容の変更の場合 法第5条第1項第1号及び第2号の変更</p>	<p>根拠法令：法第6条第1項 届出時期：遅滞なく届出 届出様式：様式第2「変更届出書」 添付書類：A-①、② ※①については、設置者の変更がある場合</p>
<p>C 届出内容の変更の場合 法第5条第1項第3号、第4号及び第5号</p>	<p>根拠法令：法第6条第2項 届出時期：変更を行う8か月前 届出様式：様式第3「変更届出書」 添付書類：A-③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫の中で変更届出事項と関係する書類</p>

届出事項	内 容
D 届出内容の変更の場合 法第5条第1項第6号	根拠法令：法第6条第2項 届出時期：あらかじめ届出 届出様式：様式第3「変更届出書」 添付書類：A-③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫の中で変更届出事項と関係する書類
E 大規模小売店舗を廃止する場合	根拠法令：法第6条第5項 届出時期：遅滞なく届出 届出様式：様式第4「廃止届出書」
F 意見に伴い変更する場合	根拠法令：法第8条第7項 届出時期：県の意見から2か月以内 届出様式：様式第5「届出事項変更届出書」 添付書類：A-③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫の中で変更届出事項と関係する書類 ※ 記載上の留意事項 Aの留意事項を参照
G 勧告に伴い変更する場合	根拠法令：法第9条第4項 届出時期：開店前 届出様式：様式第6「届出事項変更届出書」 添付書類：A-③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫の中で変更届出事項と関係する書類 ※ 記載上の留意事項 Aの留意事項を参照
H 承継を行う場合	根拠法令：法第11条第3項 届出時期：遅滞なく届出 届出様式：様式第7「承継届出書」 添付書類：A-①
I 既存店で、立地法施行後、最初に変更を行う場合 (※法第5条第1項第4号、5号に係る変更の場合)	根拠法令：附則第5条第1項 届出時期：変更する8か月前 届出様式：様式第8「大規模小売店舗を設置している者の変更事項届出書」 添付書類：A-③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫の中で変更届出事項と関係する書類 ※ 記載上の留意事項 Aの留意事項を参照
J 既存店で、立地法施行後、最初に変更を行う場合 (※法第5条第1項第6号に係る変更の場合)	根拠法令：附則第5条第1項 届出時期：あらかじめ届出 届出様式：様式第8「大規模小売店舗を設置している者の変更事項届出書」 添付書類：A-③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫の中で変更届出事項と関係する書類 ※ 記載上の留意事項 Aの留意事項を参照

大規模小売店舗立地法に基づく届出様式

大規模小売店舗立地法施行規則様式

※ 様式の大きさは、日本工業規格 A 4 でお願いします。

様式第1（第3条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

大規模小売店舗届出書

年 月 日

都道府県知事 へ

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
 - (4) 廃棄物等の保管場所の位置及び容量
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 ※印の項は記載しないこと。

様式第2（第6条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

変 更 届 出 書

年 月 日

都道府県知事 あて

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更した事項
（変更前）
（変更後）
- 3 変更の年月日
- 4 変更する理由

- （備考）
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 ※印の項は記載しないこと。

様式第3（第7条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

変 更 届 出 書

年 月 日

都道府県知事 あて

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更しようとする事項
（変更前）
（変更後）
- 3 変更する年月日
- 4 変更する理由

- （備考）
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 ※印の項は記載しないこと。

様式第4（第9条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

大規模小売店舗廃止届出書

年 月 日

都道府県知事 へ

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第6条第5項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
- 3 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル（法第3条第2項の規定により都道府県が他の基準面積を定めている区域にあっては、当該他の基準面積）以下となる日
- 5 変更する理由

- （備考）
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 ※印の項は記載しないこと。

様式第5（第16条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

届出事項変更届出書

年 月 日

都道府県知事 あて

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第8条第7項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更しようとする事項
（変更前）
（変更後）
- 3 変更する年月日
- 4 変更する理由

- （備考）
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 ※印の項は記載しないこと。

様式第6（第18条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

届出事項変更届出書

年 月 日

都道府県知事 あて

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第9条第4項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更しようとする事項
（変更前）
（変更後）
- 3 変更する年月日
- 4 変更する理由

- （備考）
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 ※印の項は記載しないこと。

様式第7（第19条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

承 継 届 出 書

年 月 日

都道府県知事 へ

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第11条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 大規模小売店舗の譲渡、相続又は合併があった年月日
- 3 大規模小売店舗の譲渡、相続又は合併前に届出をした者の氏名又は名称及び住所
- 4 大規模小売店舗の譲渡、相続又は合併の理由
- 5 大規模小売店舗の譲渡、相続又は合併に係る店舗面積

- (備考)
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 大規模小売店舗の譲渡、相続又は合併の事実を証する書類を添付すること。
 - 3 ※印の項は記載しないこと。

様式第 8 (第 20 条関係)

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

大規模小売店舗を設置している者の変更事項届出書

年 月 日

都道府県知事 へ

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法附則第 5 条第 1 項 (法附則第 5 条第 3 項において準用する場合を含む。)の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 2 変更しようとする事項
(変更前)
(変更後)
 - 3 変更する年月日
 - 4 以下に掲げるもののうち、上記 2 の変更に係るもの以外の事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 - (3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ① 駐車場の位置及び収容台数
 - ② 駐輪場の位置及び収容台数
 - ③ 荷さばき施設の位置及び面積
 - ④ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - (4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - ② 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - ③ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - ④ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
2 ※印の項は記載しないこと。

届出書等の記載要領 (新設届出の事例)

標準的な届出関係書類はⅠ～Ⅵとなりますが、届出内容によっては様式の修正や追加資料が必要となる場合もありますので、書類作成前や作成段階において、適宜、県までご相談ください。

- Ⅰ 大規模小売店舗届出書
- Ⅱ 大規模小売店舗法立地法に基づく添付書類
- Ⅲ 添付図面
- Ⅳ 「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に基づく設置者としての配慮事項
- Ⅴ 交通予測評価資料
- Ⅵ 騒音予測評価資料

※届出書類一式のイメージは次ページのとおりですので、参考としてください。

新設手続きの場合の標準的な届出関係書類（法定書類3種類＋任意書類3種類） ※書類作成に際しては、同じ番号とおおひき矛盾がないよう、特にご注意ください。

【法定書類】 I 届出書	【法定書類】 II 送付書類	【一部法定書類】 III 送付図面	【任意書類】 IV 立	【任意書類】 V 交通量予測調査資料	【任意書類】 VI 騒音予測調査資料
<p>法的審査事項、無罪罰則有、虚偽罰則有 変更手続き不要 6号及び6号については 生活環境に影響を及ぼす重積的な要素であり 特に留意すべきもの（第8条第4項第2号の第2号）</p> <p>法第6条第1項各号 規則第3条第1項、第2項</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地</p> <p>2 大規模小売店舗の名称及び所在地 大規模小売店舗の名称及び所在地は、当該大規模小売店舗の名称及び所在地の名称及び所在地を記載する日 に於いては、当該大規模小売店舗の名称及び所在地の名称及び所在地を記載する日</p> <p>3 大規模小売店舗の名称及び所在地 大規模小売店舗の名称及び所在地は、当該大規模小売店舗の名称及び所在地の名称及び所在地を記載する日 に於いては、当該大規模小売店舗の名称及び所在地の名称及び所在地を記載する日</p> <p>4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計</p> <p>5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計</p> <p>6 大規模小売店舗の名称及び所在地 大規模小売店舗の名称及び所在地は、当該大規模小売店舗の名称及び所在地の名称及び所在地を記載する日 に於いては、当該大規模小売店舗の名称及び所在地の名称及び所在地を記載する日</p> <p>7 大規模小売店舗の名称及び所在地 大規模小売店舗の名称及び所在地は、当該大規模小売店舗の名称及び所在地の名称及び所在地を記載する日 に於いては、当該大規模小売店舗の名称及び所在地の名称及び所在地を記載する日</p> <p>8 大規模小売店舗の名称及び所在地 大規模小売店舗の名称及び所在地は、当該大規模小売店舗の名称及び所在地の名称及び所在地を記載する日 に於いては、当該大規模小売店舗の名称及び所在地の名称及び所在地を記載する日</p> <p>9 大規模小売店舗の名称及び所在地 大規模小売店舗の名称及び所在地は、当該大規模小売店舗の名称及び所在地の名称及び所在地を記載する日 に於いては、当該大規模小売店舗の名称及び所在地の名称及び所在地を記載する日</p> <p>10 大規模小売店舗の名称及び所在地 大規模小売店舗の名称及び所在地は、当該大規模小売店舗の名称及び所在地の名称及び所在地を記載する日 に於いては、当該大規模小売店舗の名称及び所在地の名称及び所在地を記載する日</p> <p>11 大規模小売店舗の名称及び所在地 大規模小売店舗の名称及び所在地は、当該大規模小売店舗の名称及び所在地の名称及び所在地を記載する日 に於いては、当該大規模小売店舗の名称及び所在地の名称及び所在地を記載する日</p> <p>12 大規模小売店舗の名称及び所在地 大規模小売店舗の名称及び所在地は、当該大規模小売店舗の名称及び所在地の名称及び所在地を記載する日 に於いては、当該大規模小売店舗の名称及び所在地の名称及び所在地を記載する日</p> <p>13 大規模小売店舗の名称及び所在地 大規模小売店舗の名称及び所在地は、当該大規模小売店舗の名称及び所在地の名称及び所在地を記載する日 に於いては、当該大規模小売店舗の名称及び所在地の名称及び所在地を記載する日</p> <p>14 大規模小売店舗の名称及び所在地 大規模小売店舗の名称及び所在地は、当該大規模小売店舗の名称及び所在地の名称及び所在地を記載する日 に於いては、当該大規模小売店舗の名称及び所在地の名称及び所在地を記載する日</p> <p>15 大規模小売店舗の名称及び所在地 大規模小売店舗の名称及び所在地は、当該大規模小売店舗の名称及び所在地の名称及び所在地を記載する日 に於いては、当該大規模小売店舗の名称及び所在地の名称及び所在地を記載する日</p> <p>16 大規模小売店舗の名称及び所在地 大規模小売店舗の名称及び所在地は、当該大規模小売店舗の名称及び所在地の名称及び所在地を記載する日 に於いては、当該大規模小売店舗の名称及び所在地の名称及び所在地を記載する日</p> <p>17 大規模小売店舗の名称及び所在地 大規模小売店舗の名称及び所在地は、当該大規模小売店舗の名称及び所在地の名称及び所在地を記載する日 に於いては、当該大規模小売店舗の名称及び所在地の名称及び所在地を記載する日</p> <p>18 大規模小売店舗の名称及び所在地 大規模小売店舗の名称及び所在地は、当該大規模小売店舗の名称及び所在地の名称及び所在地を記載する日 に於いては、当該大規模小売店舗の名称及び所在地の名称及び所在地を記載する日</p> <p>19 大規模小売店舗の名称及び所在地 大規模小売店舗の名称及び所在地は、当該大規模小売店舗の名称及び所在地の名称及び所在地を記載する日 に於いては、当該大規模小売店舗の名称及び所在地の名称及び所在地を記載する日</p> <p>20 大規模小売店舗の名称及び所在地 大規模小売店舗の名称及び所在地は、当該大規模小売店舗の名称及び所在地の名称及び所在地を記載する日 に於いては、当該大規模小売店舗の名称及び所在地の名称及び所在地を記載する日</p>	<p>届出事項の法的審査を行うにあたって特に重要なもの</p> <p>法第6条第1項各号 規則第3条第1項、第2項</p> <p>1 法人にあっては、その登記事項証明書</p> <p>2 主として販売する物品の種類</p> <p>3 建築物の位置及びその建築物の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面 (1)(2)(3)(4)(5)(6)</p> <p>4 必要が駐車場の収容台数を算出するための乗客の自動車台数の予測の結果及びその算出結果 (2)(4)</p> <p>5 駐車場の自動車の出入口の形式又は乗客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の敷及び位置を決定するために必要な事項 (2)(8)</p> <p>6 乗客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法 (2)(8)</p> <p>7 荷さばき施設において乗客の搬入搬出を行うための自動車の台数及び押さばきを行う時間等 (4)(9)</p> <p>8 混雑を回避する場合には、その位置及び高さを示す図面 (10)</p> <p>9 冷却床、冷却層設備の空対機又は送風機を設ける場合にあっては、それらの稼働時間等及び位置を示す図面 (6)(11)</p> <p>10 平均的な歩込み歩行速度を示す日における等価歩行速度の結果及びその算出結果 (17)</p> <p>11 夜間において大規模小売店舗の稼働の遅延に伴い騒音が発生することがおぼやかる場合には、その騒音の発生予測と同等の騒音レベルの算出結果及びその算出結果 (13)</p> <p>12 必要な乗客等の保護施設の設置を算出するための乗客等の算出結果等の予測の結果及びその算出結果 (1)(5)</p>	<p>届出書、送付書類の関係資料として ただし、4及び6は、送付書類として (関係資料有)</p> <p>1 広域見取図</p> <p>2 周辺見取図</p> <p>3 都市計画図 (1)</p> <p>4 建築物配置図 (1)(2)(3)(4)(5)(6)(8)(10)(11)</p> <p>5 平面図 (1)(4)(5)(11)</p> <p>6 求積図 (1)(4)(5)</p>	<p>設置者が対応すべき範囲の外枠を示すもの 法第8条第4項第2号、第9条第1項第2号の他の業務の利便の確保のために配置すべき事項</p> <p>法第4条に基づき経済産業省告示</p> <p>1 駐車場の必要台数の確保 ※計算式に基づき(相対値あり) (1)(2)(3)</p> <p>2 駐車場の位置及び構造等 ※計算式に基づき(相対値あり) (2)(8)</p> <p>3 駐車場の構造等 ※算出結果あり (1)(3)</p> <p>4 自動二輪車の駐車場の確保 (4)(9)</p> <p>5 荷さばき施設の整備等 (4)(9)</p> <p>6 経路の設定等 (2)(8)</p> <p>7 歩行者の通行の利便の確保等</p> <p>8 乗客の搬入搬出の遅延を回避するための設備 (5)</p> <p>9 防犯対策への協力</p> <p>10 騒音の発生に係る事項</p> <p>11 騒音予測に反対するための対応策について (12)(13)</p> <p>12 騒音の予測、評価について (12)(13)</p> <p>13 乗客等に係る事項等</p> <p>14 乗客等の保護について ※計算式に基づき(相対値あり) (1)(5)</p> <p>15 乗客等の処理について (5)</p> <p>16 その他施設設置としての乗客等に際する対応方策について (5)</p> <p>17 歩込み歩行速度等への配慮等</p>	<p>添付書類4～6の掲載資料として</p> <p>必要が駐車場の収容台数を算出するための乗客の自動車の台数の予測の結果及びその算出結果</p> <p>ピーク時における自動車台数の予測 (1)(2)</p> <p>必要が駐車場の収容台数の算出 (1)(2)</p> <p>駐車場の自動車の出入口の形式又は乗客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の敷及び位置を決定するために必要な事項</p> <p>方向別自動車台数の設定</p> <p>乗客の分布範囲の設定</p> <p>アクセル経路の設定</p> <p>乗客の分布範囲の分割(ゾーニング)</p> <p>ゾーニング別乗客数推定の推計</p> <p>方面別ピーク自動車台数の設定</p> <p>方向別自動車台数の設定</p> <p>出入口の乗客台数の検討</p> <p>出入口の敷及び位置の検討</p> <p>駐車場の入庫処理能力の検討</p> <p>出入口の敷及び位置</p> <p>各出入口に必要な駐車待ちスペースの検討</p> <p>乗客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法 (2)(8)</p> <p>+ 原則として下記の資料</p> <p>交差点処理能力の検討</p> <p>交通量調査の結果</p> <p>将来の交通量予測 (2)</p> <p>交差点需要率(飽和度)等の算定及び評価 (2)</p>	<p>添付書類4～6の掲載資料として</p> <p>計画店舗における騒音に関する基準の指定状況</p> <p>環境基本法に基づき騒音に係る標準基準 (地域の指定及び基準値) (14)</p> <p>騒音規制法に基づき規制基準 (地域の指定及び基準値) (14)</p> <p>騒音の特定 (6)(11)</p> <p>容積率等 (冷却床、冷却層等から発生する騒音) (2)(4)(5)(6)(7)(8)(9)</p> <p>騒音予測 (乗客、歩込み歩行速度、乗客の搬入搬出の遅延、BGM、送風機等) (2)(4)(5)(6)(7)(8)(9)(11)</p> <p>音源の種類、数、位置、音響レベル、稼働時間等</p> <p>予測地点の選定、音源から予測地点までの距離</p> <p>測定の位置等その他の事項 (10)</p> <p>平均的な歩込み歩行速度を示す日における等価歩行速度の予測、評価 (12)</p> <p>夜間に発生する騒音の発生予測と同等の騒音レベルの算出結果等の予測、評価 (13)</p> <p>総合評価及び騒音対策 (12)(13)</p>

I 大規模小売店舗届出書

様式第1(第3条関係)

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

(※印の項は記載しないこと)

大規模小売店舗届出書

年 月 日

秋田県知事 あて

株式会社 ○ ○ ○ ○

代表取締役 ○ ○ ○ ○

・大規模小売店舗設置者の氏名又は名称を記載
法人にあつては、その代表者の肩書、氏名も
記載すること。

○○市○○町○○丁目○○番地

・住所又は所在地を記載すること。

大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

○○○○○○○ △△店
市○○町○○丁目○○番地 外○筆

- ・建物名称は設置後予定している名称(仮称も可)を記載すること。
- ・所在地は、計画地の土地登記簿上の地番・筆数を記載すること。

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

小 売 業 者		住 所
氏 名 (名 称)	代表者(法人の場合)	
(株)○○○○○	代表取締役 ○ ○ ○ ○	秋田県○○市○○○町○○丁目○番○号
(株)△△△△	代表取締役 △ △ △ △	東京都○○区○○○町○○番地

3 大規模小売店舗の新設をする日

令和〇〇年〇〇月〇〇日 ← ・原則として届出日から8月以降

・当該建物の開店予定日を記載すること。(小売業者ごとに開店日が異なる場合は、その一番早い予定日を記載すること。)

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

〇, 〇〇〇 m² ← ・物販の売場に供する部分のみの面積

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

位	置	収容台数
	建物南側(別添配置図上No.〇)	〇〇〇 台
	建物〇階/屋上(別添配置図上No.〇)	〇〇〇 台
合	計	〇〇〇 台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

位	置	収容台数
	建物正面南側(別添配置図上No.〇)	〇〇 台
	建物西側 (別添配置図上No.〇)	〇〇 台
合	計	〇〇 台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

位	置	施設面積
	建物内西側(別添平面図上に記載)	〇〇 m ²

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位	置	施設容量
	建物内南側(別添平面図上に記載)	〇〇 m ³

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小 売 業 者	開 店 時 刻	閉 店 時 刻	備 考
(株)〇〇〇〇	〇〇時〇〇分	〇〇時〇〇分	
(株)△△△△	〇〇時〇〇分	〇〇時〇〇分	
□□□ 始め〇名	〇〇時〇〇分	〇〇時〇〇分	

- ・小売業者ごとに記載すること。ただし、店舗全体として小売業者の営業時間を設定、管理している場合は、その時間を記載すること。
- ・開店時刻は一番早い時刻、閉店時刻は一番遅い時刻を記載すること。

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場No. (配置図上に記載の番号)	駐 車 可 能 時 間 帯
	午前〇〇時〇〇分～午後〇〇時〇〇分

- ・駐車場ごとに駐車可能時間帯が異なる場合は、それぞれについて記載すること。

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場No. (配置図上に記載の番号)	出 入 口 の 数	位 置
	○ 箇所	建物西側(別添配置図上No.○)
	○ 箇所	建物北側(別添配置図上No.○)
合 計	○ 箇所	

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設No.(平面図上に記載の番号)	荷 さ ば き 可 能 時 間 帯
	午前〇〇時〇〇分～午後〇〇時〇〇分

- ・荷さばき施設が複数あり、荷さばき可能時間帯が異なる場合には、それぞれについて記載すること。

II 大規模小売店舗立地法に基づく添付書類

1 法人にあってはその登記事項証明書(規則 § 4 I ①)

法人の場合	登記事項証明書
-------	---------

(別 添)

・ 正本以外はコピーで可。

2 主として販売する物品の種類(規則 § 4 I ②)

小売業者名	主として販売する物品

・ 小売業者ごとに主として販売する物品の種類を記載すること。

3 建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面

(規則 § 4 I ③)

① 建物配置図(別添)

- ・ 縮尺：1 / 200～500
- ・ 店舗の用に供する部分、その他の施設、駐車場等の配置が分かる図面

② 各階平面図(別添)

- ・ 縮尺：1 / 200～500
- ・ 店舗面積部分の範囲を示した各階ごとの平面図

4 必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠

(規則 § 4 I ④)

※指針の算式を用いる場合は、次の表を用いると便利です。

① 指針による必要駐車台数計算式

(端数処理：四捨五入)

事 項	等	各事項算出のための計算式等
地区の区分	商業地区・その他地区	(理由)
S：店舗面積	千㎡	
A：店舗面積当たり日来店客数原単位	人/千㎡	
B：ピーク率	14.4%	
L：駅からの距離	m	(駅名)
C：自動車分担率	%	
D：平均乗車人員	人/台	
E：平均駐車時間係数		
必要駐車台数	台	$A \times S \times B \times C \div D \times E$

② 指針による計算式によらない場合

必要駐車台数	台
必要駐車台数算出根拠：	

③ その他、参考とした事項があれば記載してください。

5 駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項（規則 § 4 I ⑤）

※方向別来台数の予測、駐車場の入庫処理能力、駐車待ちスペースを必要な事項とした場合には、次の表を用いると便利です。

① 駐車場の自動車の出入口の形式

ア 駐車場の入庫処理能力

出入口の場所	1時間当たり入庫処理能力	ピーク1時間に予想される来客の自動車台数
別添配置図上 No.○	台	台
別添配置図上 No.○	台	台

↑

$$\frac{60分}{(メーカーから提供される1台当たりの処理時間 + 乗客の乗降時間)} \times \text{発券ブース等の台数}$$

(1つの入口で発券ブース等が複数台設置されている場合)

イ 敷地内駐車待ちスペース

出入口の場所	駐車待ちスペースの有無	実際に用意する駐車待ちスペース	発券ブースの有無	必要な駐車待ちスペース		駐車待ちスペース「無」の場合 その理由・対策
				長さ	算出根拠等	
別添配置図上 No.○	有・無	m	有・無	m ←		
別添配置図上 No.○	有・無	m	有・無	m ←		

↑

$$(\text{当該人口の1分当たりの来台数} \times 1.6 - \text{当該入口の1分当たりの入庫処理可能台数}) \times 6 (\text{平均車頭感覚})$$

② 来客の自動車の方向別台数の予測結果等

予 測 方 法	
予 測 の 根 拠	
予 測 結 果	(別添資料とすること。)

③ その他、上記以外に参考とした事項があれば記入してください。

6 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法 (規則 § 4 I ⑥)

ア 周辺見取図に来客の自動車の案内経路を表示した図面(別添)

- ・(別添資料「添付図面について」) 参照
- ・看板等の設置場所及び交通整理員の配置場所については周辺見取図の中にその予定場所を記載すること。

イ その他、配慮した事項があれば記入してください。

7 荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯 (規則 § 4 I ⑦)

時 間 帯	車 種					合 計
	○ t 未満	○ t	○ t	○ t	○ t 以上	
〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分						台
〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分						台
合 計	台	台	台	台	台	台

- ・荷さばき施設が複数設置される場合は、施設毎に表を作成すること。
- ・搬出入車両の車種及び大きさごとの搬出入計画を、1時間単位で記載すること。
- ・表の欄外等に、平均的な荷さばき処理時間と同時作業可能な台数を記載すること。
- ・荷さばき施設と廃棄物等の保管施設が隣接する場合は、廃棄物収集車についても記載するなどして、荷さばき作業への影響を明らかにすること。

その他、参考とした事項があれば記入してください。

8 遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面（規則 § 4 I ⑧）

遮音壁の有無	遮音壁の高さ	遮音壁の位置
無・有	m	(別添配置図)

9 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時間帯及び位置を示す図面（規則 § 4 I ⑨）

項目	設置の有無	稼働時間帯	位置
冷却塔	無・有	〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分	(別添配置図)
室外機	無・有	〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分	(別添配置図)
送風機	無・有	〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分	(別添配置図)

10 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠

(規則 § 4 I ⑩)

① 昼間の等価騒音レベルの予測

※指針による場合は、次の表を用いると便利です。

・騒音予測地点をA地点、B地点、C地点、D地点等として別添「建物配置図」上に表示すること。

《予測式等を用いた計算は、別添資料とすること》

・騒音発生源が屋内に設置されている場合には、当該建物の壁面等の材質構造及び当該騒音発生源の位置のわかる図面を添付すること。

※基準距離における騒音レベルの根拠は、その出典を明示すること。

(例) 文献名/メーカーの提示した数値 等

騒音発生源	《昼間》		騒音継続時間 (時～時) 又は 騒音発生回数	予測地点までの距離 (m)				各地点における 騒音レベル(dB)			
	基準距離における 騒音レベル等	根拠※		A地点	B地点	C地点	D地点	A	B	C	D
	騒音レベル (dB)										
昼間(午前6時～午後10時)の等価騒音レベル		A地点		dB		C地点		dB			
		B地点		dB		D地点		dB			

※環境基準(昼間)は「 類型」で「 dB」

② 夜間の等価騒音レベルの予測

・注意事項は昼間の場合と同じ。

騒音発生源	基準距離における騒音レベル等		騒音継続時間 (時～時) 又は 騒音発生回数	予測地点までの距離 (m)				各地点における騒音レベル(dB)			
	騒音レベル (dB)	根拠※		A地点	B地点	C地点	D地点	A	B	C	D
夜間(午後10時～午前6 時)の等価騒音レベル	A地点		dB		C地点		dB				
	B地点		dB		D地点		dB				

※環境基準(夜間)は「 類型」で「 dB」

③ その他、参考とした事項があれば記載してください。

- 11 夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠
(規則 § 4 I ①)

【夜間営業その他の理由により、夜間騒音が発生する見込みのある場合のみ記載】

・予測式等を用いた計算は別添資料とすること。

《夜間(午後9時～午前6時)において発生することが見込まれる騒音》

騒音発生源	基準距離における騒音レベル等		騒音継続時間 (時～時) 又は 騒音発生回数	予測地点までの距離 (m)				各地点における騒音レベル(dB)				
	騒音レベル (dB)	根拠※		A地点	B地点	C地点	D地点	A	B	C	D	

※規制基準(夜間)は「第 種区域」で「 dB」

- ・その他、参考とした事項があれば記入してください。

12 必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠 (規則 § 4 I ⑫)

※指針の方法による場合、次の表を用いると便利です。

① 廃棄物等の排出量等の予測

業 態	総合店・衣料品専門店・食料品専門店住・生活関連専門店					
廃棄物種別	店舗面積：S		A 一日当たり廃棄物排出量 (指針原単位×S)	B 平均 保管 日数	C 見かけ 比重 (t/m ³)	排出予測量 A×B÷C
紙製廃棄物等	6,000 m ² 以下の部分	千m ²	(t)	日		m ³
	6,000 m ² 超の部分	千m ²	(t)			
			計 t			
金属製廃棄物等	6,000 m ² 以下の部分	千m ²	(t)	日		m ³
	6,000 m ² 超の部分	千m ²	(t)			
			計 t			
ガラス製廃棄物等	6,000 m ² 以下の部分	千m ²	(t)	日		m ³
	6,000 m ² 超の部分	千m ²	(t)			
			計 t			
プラスチック製廃棄物等	6,000 m ² 以下の部分	千m ²	(t)	日		m ³
	6,000 m ² 超の部分	千m ²	(t)			
			計 t			
生ごみ等	6,000 m ² 以下の部分	千m ²	(t)	日		m ³
	6,000 m ² 超の部分	千m ²	(t)			
			計 t			
その他の可燃性廃棄物等		千m ²	(t)	日		m ³
			計 t			
				合 計		m ³

(見かけ比重について指針の数値によらない場合)

見かけ比重の根拠等

② 指針によらない場合

予測排出量	m ³
排出量予測の根拠：	

③ その他、参考とした事項があれば記載してください。

--

III 添付図面

- ・届出書類に添付する図面については、以下のように可能な限りまとめて記載するものとする。
- ・ただし、1つの図面にまとめることが困難な場合には、別葉の図面としてもよい。
- ・図面には必ず縮尺・方位を明記すること。（2枚以上に図面を分けた場合には縮尺を統一すること）
- ・届出に応じて、届出者が添付する書類を選択して提出することとなります。

提出する図面の種類	併用可能な図面の種類	記載項目等
1 建物位置図 建物の位置及び周辺の幹線道路等の状況のわかる図面	(1) 経路に関する図面	
	① 広域見取図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出店地の周囲 3 km～5 km 程度の範囲を含むもの ・ 周辺道路の状況がわかるもの
2 周辺見取図 隣接地の用途現況及び街づくり計画等の範囲が分かる図面	(1) 経路に関する図面	
	① 周辺見取図・ 来客自動車の案内経路	<ul style="list-style-type: none"> ・ 敷地周辺(出店地から半径1km程度)の道路の状況 → 道路幅員/交通規制/歩道の有無 横断歩道・歩道橋の位置現況/ 通学路の有無と位置/バス路線の有無と位置 ・ 自動車の案内経路の表示(入場・出場両方を記載) → 来客自動車の案内経路/ 小売店舗以外の複合施設の利用者の案内経路/搬出入車両の運行経路/経路案内看板の設置場所/交通整理員の配置
	② 交通量調査の結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現状の平日・日曜それぞれの交通量調査の結果(ピークのトータル値)
③ 交通量予測の結果等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開店後の周辺道路の交通量の予測の結果 ・ 利用者層を異にする複合施設の利用者の交通量の予測の結果 	
3 建物配置図 店舗の用に供する部分、その他の施設、駐車場等の配置が分かる図面	(1) 駐車場計画に関する図面	
	① 駐車場配置図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車場の配置(複数の駐車場がある場合には、番号を記載して区別すること) ・ 駐車区画の配置(寸法入り) ・ 駐車場内外の自動車の通路、幅員 ・ 駐車場の出入口の位置及び出入口が接する道路の位置、幅員(複数の出入口がある場合には、番号を記載して区別すること) ・ 駐車場から店舗の入口までの歩行者経路 ・ 交通整理員の位置 ・ 駐車待ちスペースの位置及び入出庫の発券ブースの位置(設ける予定のある場合のみ)(複数ある場合は番号を記載して区別のこと)
	(2) 駐輪場の計画に関する図面	
① 駐輪場配置図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駐輪場の配置(複数ある場合は番号を記載して区別すること) ・ 駐輪区画の配置(寸法入り) ・ 駐輪場への自転車の経路 ・ 駐輪場案内表示の位置 	

	(3) 荷さばき施設の計画に関する図面	
	①搬出入車両の出入口等配置図	<ul style="list-style-type: none"> ・出入口の位置 ・出入口付近の建物現況(住宅、学校、病院) ・出入口が接する道路の位置、幅員
	(4) 騒音発生源となる施設設備の配置図	
	①騒音発生源となる施設設備の配置図	<ul style="list-style-type: none"> ・各施設設備の配置、寸法 →冷却塔、室外機、給排気口等 駐車場、荷さばき施設、廃棄物保管場所等 拡声器等 ・騒音予測地点 ・遮音壁、緑地帯等の防音施設の配置(寸法)
	(5) 廃棄物等保管施設に関する図面	
	①廃棄物等保管施設の配置図	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物保管施設の位置及び隣接地の用途
4 各階平面図 各業態ごとに範囲を示した各階ごとの平面図	(1) 駐車場計画に関する図面	
	①駐車場各階平面図	<ul style="list-style-type: none"> ・間取り・駐車区画等の寸法 ・駐車場内外の自動車の通路・幅員 ・駐車場から店舗の入口までの歩行者経路
	(2) 荷さばき施設の計画に関する図面	
	①荷さばき施設の平面図	<ul style="list-style-type: none"> ・プラットホームの広さ、待機スペースの大きさ ・想定される車の大きさと同時作業可能な台数
	(3) 廃棄物等保管施設に関する図面	
	①廃棄物保管施設の平面図	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物の保管施設の寸法、高さ、構造 ・リサイクル品のストックヤードの寸法、高さ、構造等
5 騒音予測に関する図面	(1) 騒音発生源・防音壁等の立面図 ・騒音予測に必要とされる高さ等のわかる図面	
	(2) 建物構造のわかる図面【騒音発生源が屋内に設置されている場合には添付】 <ul style="list-style-type: none"> ・当該建物の壁面等の材質構造がわかる図面 ・当該騒音発生源と当該建物の壁面の距離・位置がわかる図面 	

IV～VI

IV大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針に基づく設置者としての配慮事項、V交通予測評価資料、VI騒音予測評価資料については、30ページを参考に作成してください。

大規模小売店舗立地法手続要綱

秋田県 産業労働部
商工業振興課
〒010-8572 秋田市山王3-1-1
電話：018-860-2244
FAX：018-860-3869

大規模小売店舗立地法手続要綱

(目的)

第1条 この要綱は、秋田県(以下単に「県」という。)における大規模小売店舗立地法(平成10年6月3日法律第91号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めることによって、法の定める事務の適正かつ円滑な運用に資することを目的とする。

(届出等の窓口)

第2条 法及び大規模小売店舗立地法施行規則(以下「法施行規則」という。)並びにこの要綱等に基づく届出又は報告の窓口は、県産業労働部商工業振興課(以下「商工業振興課」という。)とする。

(関係法令等に係る事前調整等)

第3条 法及び法施行規則等に基づき届出を行おうとする者(以下「届出者」という。)は、法に基づく届出と当該店舗設置に関係する他の法令等の所要の手続き等が整合的かつ合理的に進められるよう、法に基づく届出前に、関係行政機関と十分な連絡、調整を図るよう努めるものとする。

(出店計画概要の説明)

第4条 県は、届出者に対し、当該届出をする1月前までに、次に掲げる関係機関に対し、出店計画の内容について別紙1「大規模小売店舗出店(変更)計画概要書」により概要説明を行うよう協力を求めることができる。

関係機関

① 県本庁機関

商工業振興課を窓口とし、環境保全課、環境整備課、都市計画課、道路課及び交通規制課

② 県出先機関

出店(予定)地を管轄する県地域振興局建設部及び警察署

③ 出店(予定)地の市町村

④ その他必要と認める機関

2 概要説明を行う者は、概要説明の日程等について、関係機関と事前に十分調整するよう努めるものとする。

(写しの提出)

第5条 次の各号に掲げる届出は、写し(添付しなければならない書類がある場合は、当該書類を含む。以下同じ。)を8部添えてするものとする。

一 法第5条第1項の規定による届出

二 法第6条第2項の規定による届出

ただし、法第5条第1項第3号に掲げる事項の変更の場合は、3部とする。

三 法第8条第7項の規定による届出

四 法第9条第4項の規定による届出

五 法附則第5条第1項の規定による届出

- 2 法第6条第1項の規定による届出は、写しを3部添えてするものとする。
- 3 次の各号に掲げる届出は、写しを1部添えてするものとする。
 - 一 法第6条第5項の規定による届出
 - 二 法第11条第3項の規定による届出

(公告の方法)

第6条 次の各号に掲げる公告は、県公報に登載して行うものとする。

- 一 法第5条第3項(法第6条第3項、第8条第8項及び第9条第5項において準用する場合を含む。)の規定による公告
- 二 法第6条第6項の規定による公告
- 三 法第8条第3項の規定による公告
- 四 法第8条第6項の規定による公告
- 五 法第9条第3項の規定による公告

(縦覧場所及び期間)

第7条 次の各号に掲げる縦覧場所は、県総務部行政経営課文書法務室及び出店予定地を管轄する市町村(以下単に「市町村」という。)とし、縦覧期間は各号に掲げる期間とする。

- 一 法第5条第3項(法第6条第3項、法第8条第8項及び第9条第5項において準用する場合を含む。)の規定による縦覧 4ヶ月間
- 二 法第8条第3項の規定による縦覧 1ヶ月間
- 三 法第8条第6項の規定による縦覧 1ヶ月間

(説明会の開催等)

第8条 法第7条第1項の規定に基づく説明会を開催しようとする者は、説明会の開催方法等については別紙2によるものとし、必要に応じ開催予定日の1月前までに、開催方法等について、商工業振興課及び市町村の意見を聴くことができる。

- 2 商工業振興課は、説明会を開催した者に対し、説明会開催後2週間以内に別紙3によりその結果を報告するよう依頼する。
- 3 説明会を開催しようとする者が、法施行規則第13条第1項に定める事由により説明会を開催できない場合は、別紙4により商工業振興課に対し遅滞なく報告するものとする。

(掲示による説明会)

第8条の2 県は、法第6条第2項の変更の場合であって、法施行規則第11条第2項の規定により同条第1項の方法による説明会を開催する必要がないと認めたときは、別紙5により説明会開催者及び市町村長にその旨を通知するものとする。

- 2 法施行規則第11条第2項の規定による掲示は、当該大規模小売店舗の立地する敷地内の見やすい場所に別紙6により行うものとし、当該届出が法第6条第3項の規定に基づき縦覧に供されている間、これを行うものとする。
- 3 県は、説明会開催者に対し、掲示を終了した日から2週間以内に別紙3に準じて掲示した状況を報告するよう依頼する。

(軽微な変更)

第8条の3 県は、法第6条第2項の変更の場合であつて、同条第4項ただし書き及び法施行規則第8条の規定により、大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に与える影響が当該変更前に比して変化しない軽微な変更と認めたときは、別紙7により届出者及び市町村長にその旨を通知するものとする。

(市町村からの意見聴取等)

第9条 法第8条第1項に規定する県から市町村への通知は、様式1により行う。

2 市町村は、法第8条第1項により県から意見を聴かれた場合は、様式2により意見を述べるものとする。

3 法第8条第2項の規定により意見を述べる者は、意見の内容を記載した書面に、次の各号に掲げる事項を記載した書面を添えて商工業振興課に提出するものとする。

- 一 住所及び氏名又は名称
- 二 大規模小売店舗の名称
- 三 意見を述べる理由

(連絡会議の設置)

第10条 県は、法の円滑な運用を図るため、別に定める設置要領に基づき関係機関による「大規模小売店舗立地法庁内連絡会議」(以下「連絡会議」)を設置する。

(県の意見)

第11条 法第8条第4項に規定する県の意見は、様式3又は様式3-2により行う。

(届出を変更しない旨の通知)

第12条 法第8条第7項の規定による届出を変更しない旨の通知は、様式4により行うものとする。

(県の勧告等)

第13条 県は、法第9条第1項により市町村から意見を聴く場合は、様式5により行い、市町村は様式6により県に意見を述べるものとする。

2 法第9条第1項に規定する県の勧告は、様式7により行う。

3 法第9条第3項に規定する市町村に対する通知は様式8により行う。

(公表の方法)

第14条 法第9条第7項に規定する公表は、秋田県公報への登載、市町村への通知及び報道機関への情報提供により行う。

(法第14条の規定に基づく報告)

第15条 大規模小売店舗を設置する者又は大規模小売店舗において小売業を行う者は、法第14条の規定に基づく報告を求められた場合は、様式9により速やかに報告するものとする。

(補則)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 12 年 6 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 18 年 12 月 15 日から施行する。

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(別紙1 参考様式)

大規模小売店舗出店（変更）計画概要書

年 月 日

(建物設置者) 氏名又は名称及び法人にあって
はその代表者の氏名
住 所

次のとおり、大規模小売店舗の新設(変更)について計画をしておりますのでお届けします。

1 出店計画概要説明(出店趣旨等)

2 建物設置者の概要

- (1) 氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名並びに住所
- (2) 設立年月日、資本金、従業員数、事業内容等

3 建設計画の概要(増床の場合は、現況についても記入し、現状と増床後の比較が可能となるよう作成すること。)

- (1) 建物の名称及び所在地
- (2) 計画地の概要
 - ① 敷地面積及び土地所有形態
 - ア 用途地域
 - イ 敷地面積
 - ウ 現況地目等
 - エ 土地所有形態(借地、自社所有の別)
 - ② 各種規制の状況
 - ア 用途地域
 - イ 建ぺい率及び容積率
 - ウ 騒音に係る環境基準 類型(昼間 デシベル、夜間 デシベル)
 - エ 騒音規制法に基づく区域の指定
第 種区域(デシベル以下)
 - オ 都市計画法による開発許可(要否、申請等の予定時期)
 - カ 農地転用許可(要否、申請等の予定時期)
- (3) 計画地周辺の概要

- (4) 計画建物の概要
 - ア 建物の構造及び階層
 - イ 建築面積
 - ウ 延床面積
 - エ 店舗面積
- (5) 建築着工予定日、完成予定日
- (6) 開店予定日

4 当該建物における小売業者の概要

- (1) 小売業を行う者の氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名並びに住所
- (2) 店舗面積
- (3) 主として販売する物品の種類

5 小売業以外の施設の概要

- (1) 種類
- (2) 延べ床面積

6 関係法令等との調整状況（下表を参考に記載し又は別紙として添付すること）

法令等	現在の状況	協議日・説明者・相手方	協議内容・提出書類	指摘事項	今後の見通し
農振法 (農振除外)	事前協議中 正式手続中 終了				
農地法 (農地転用)	事前協議中 正式手続中 終了				
都市計画法 (開発許可)	事前協議中 正式手続中 終了				
道路法 (24条協議)	事前協議中 正式手続中 終了				
道路交通法 (交通協議)	事前協議中 正式手続中 終了				
その他	事前協議中 正式手続中 終了				

- 7 説明会の開催計画
- (1) 説明会の公告方法
 - (2) 説明会の日時及び場所

- 8 軽微な変更等の申出（変更の場合のみ記載）
- (1) 法第6条第4項ただし書きの規定による軽微な変更の申出の有無
 - (2) 法施行規則第11条第2項の規定による簡易な方法による説明会の申出の有無

- 9 届出書（案）
別紙のとおり

※新設の場合は、Ⅰ届出書（案）、Ⅱ添付書類、Ⅲ添付図面、Ⅳ大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針に基づく設置者としての配慮事項、Ⅴ交通予測評価資料、Ⅵ騒音予測評価資料を作成のうえ添付すること（書類の要・不要については県に相談すること）。

※変更の場合は、Ⅰ届出書（案）、Ⅱ～Ⅵのうち変更事項に関係するものを作成のうえ添付すること（書類の要・不要については県に相談すること）。

(別紙 2)

説明会の開催方法等について

1 説明会の周知範囲は、原則として以下によることとする。

店舗面積	周知範囲
1,000 m ² 超 ~ 3,000 m ² 未満	半径 1 km
3,000 m ² 以上	半径 2 km

2 説明会の開催回数は、原則として1回とするが、会場の規模等市町村と協議して必要と認める場合は、以下によることとする。

店舗面積	回数
1,000 m ² 超 ~ 3,000 m ² 未満	1回
3,000 m ² 以上 ~ 10,000 m ² 未満	2回
10,000 m ² 以上	3回

3 説明会の開催日及び開催時間について

説明会の開催日は、周辺の住民等が参加しやすいように、原則土曜日又は日曜日(祭日を含む。)とし、やむを得ず平日に開催する場合は、午後6時以降の夜間に開催するなど配慮することとする。

4 説明会の開催場所について

説明会の開催場所は、出店予定地の近くで相当な人数を収容できる施設とする。

5 説明会開催の公告について

説明会開催の公告は、次のいずれかにより行うものとするが、複数の方法により行うことを妨げない。

- (1) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する。
- (2) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙にチラシを入れる。
- (3) 市町村の協力を得て、市町村広報紙に掲載する。
- (4) (1)から(3)に掲げるもののほか、県又は市町村が適切と認める方法

6 説明会での資料及び説明すべき内容について

説明会開催者は、出店計画概要説明に使用した資料等に基づき大規模小売店舗周辺生活環境の保持のために配慮することとした事項等について説明を行うこととする。

7 その他

法施行規則第13条第1項に定める事由により説明会を開催できない場合は、5の方法で公告するものとする。

(別紙 3)

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

説明会実施状況報告書

年 月 日

秋田県知事 あて

氏名又は名称及び法人にあつて
はその代表者の氏名
住 所

次の出店予定店舗に係る出店計画についての説明会の実施状況について、別紙のとおり報告します。

- ・ 出店予定店舗の名称及び所在地

(別紙)

説明会実施状況報告書

大規模小売店舗の名称

1 開催日時等の周知方法・期間	
2 実施日時	
3 実施場所 (会場名及びその所在地)	
4 出席者 ① 設置者等(氏名、肩書き等) ② 住民等 (出席総人数) (団体の出席の場合にあっては、その団体名及びその人数)	
5 議事の概要	
6 陳述意見 (事項及びその内容)	
7 6に対する設置者等の応答内容	
8 その他	

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 作成に当たっては、実施日・実施場所ごとに区分し、作成すること。

3 周知に使用したチラシ、参加者名簿、説明資料等の写しを添付すること。

(別紙 4)

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

説明会開催不能報告書

年 月 日

秋田県知事 あて

氏名又は名称及び法人にあって
はその代表者の氏名
住 所

次の理由により説明会を開催できませんので報告します。

- 1 出店予定店舗の名称及び所在地
- 2 説明会を開催できない理由

(別紙5)

番 号
年 月 日

説明会開催者
市 町 村 長 あて

秋田県知事

掲示による説明会について(通知)

年 月 日付けでなされた次の店舗に係る大規模小売店舗立地法

〔 第6条第2項
附則第5条第1項
附則第5条第3項において準用する同条第1項 〕

の規定による変更届出については、同法施行規則第1項において準用する同条第1項
1条第2項の規定により、周辺の地域の生活環境に与える影響がほとんどないため同条
第1項の方法による説明会を開催する必要がないと認めたので通知します。

これにより、法第7条第1項の規定による説明会は届出等の要旨を掲示することで行
ってよいこととなりますが、掲示は次に定めるところにより行ってください。

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 掲示期間
届出から2月以内の掲示を行う日から 年 月 日まで
- 3 掲示場所
1の店舗の立地する敷地内の見やすい場所
- 4 掲示内容
別紙のとおり

(別紙6)

大規模小売店舗変更計画概要書

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- 2 変更しようとする事項
(変更前)

(変更後)

- 3 変更年月日

- 4 変更する理由

- 5 掲示期間
令和 年 月 日から平成 年 月 日まで

- 6 届出者及び連絡先

注 この大規模小売店舗変更計画概要書は、大規模小売店舗立地法施行規則第11条第2項の規定により、説明会の開催に代えて、届出等の要旨を掲示しているものです。

- (備考) 1 この掲示の大きさは、日本工業規格A2又はA1とすること。
- 2 掲示期間は、実際に掲示を開始した日を初日(届出から2ヶ月以内)とし、縦覧期間終了日を最終日とすること。

大規模小売店舗「（店舗の名称）」の新設に係る説明会開催の御案内

説明会開催の趣旨

（あいさつ）

「（店舗の名称）」の新設にあたり、大規模小売店舗立地法第7条第1項の規定に基づき次のとおり説明会を開催しますので、御案内いたします。

この説明会は、地域の皆様をはじめ、どなたでも参加できます。

説明会の日時・場所

日 時 令和 年 月 日（ ） 午前・午後 時から
場 所 施設名、所在地、電話番号、案内図等

建物設置者の概要

建物設置者
所 在 地

出店計画の概要

店 舗 の 名 称
所 在 地
小 売 業 者
開 店 予 定 日 令和 年 月 日
店 舗 面 積 m²
開 店 時 刻 時
閉 店 時 刻 時
駐 車 場 収 容 台 数 台
駐 輪 場 収 容 台 数 台
主 な 販 売 品 目
など

問い合わせ先

社名、住所、担当者名、電話番号等

**大規模小売店舗「（店舗の名称）」の変更（店舗面積の増加、
閉店時刻の繰下等）に係る説明会開催の御案内**

説明会開催の趣旨

（あいさつ）

「（店舗の名称）」の変更（店舗面積の増加、閉店時刻の繰下等）届出にあたり、大規模小売店舗立地法第7条第1項の規定に基づき次のとおり説明会を開催しますので、御案内いたします。

この説明会は、地域の皆様をはじめ、どなたでも参加できます。

説明会の日時・場所

日 時 令和 年 月 日（ ） 午前・午後 時から
場 所 施設名、所在地、電話番号、案内図等

建物設置者の概要

建物設置者
所 在 地

変更計画の概要

店 舗 の 名 称
所 在 地
小 売 業 者
変更の内容
（変更する事項）
変更前
変更後
など

問い合わせ先

社名、住所、担当者名、電話番号等

(別紙 7)

番 号
年 月 日

届 出 者
市 町 村 長 あて

秋田県知事

軽微な変更について(通知)

年 月 日付けでなされた次の店舗に係る大規模小売店舗立地法

第 6 条 第 2 項

附 則 第 5 条 第 1 項

附 則 第 5 条 第 3 項 において 準用 する 同 条 第 1 項

の規定による変更届出については、同法第 6 条第 4 項ただし書き及び同法施行規則第 8 条の規定により、周辺の地域の生活環境に与える影響が変更前に比して変化しない軽微な変更と認めたので通知します。

なお、軽微な変更として認められた場合は、同法第 6 条第 4 項に定めるとおり、当該届出の日から 8 月を経過する前に変更を行うことができるとともに、同法第 7 条第 1 項の規定による説明会を開催する必要はなく、同法第 8 条第 4 項の規定による県の意見は述べられないこととなりますので申し添えます。

大規模小売店舗の名称及び所在地

要綱様式 1

番 号
年 月 日

市町村長 あて

秋田県知事

大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る市町村の意見
について(照会)

次の大規模小売店舗に係る大規模小売店舗立地法第 5 条第 1 項（第 6 条第 1 項、第 6 条第 2 項、附則第 5 条第 1 項）の規定による届出について、同条第 3 項（同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項、同法第 6 条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項）の規定により、 年 月 日発行の県公報によりその概要を公告しましたので通知します。

については、同法第 8 条第 1 項の規定に基づき、当該届出に係る大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持の見地からの意見を照会しますので、 年 月 日までに別紙様式により回答してください。

大規模小売店舗の名称及び所在地

秋田県知事 あて

市町村長

大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る意見
について(回答)

年 月 日付け で照会のありました1の大規模小売店舗についての意見は、
2のとおりです。

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 意見(意見がない場合は、意見なし)
- 3 意見ありの場合は、その理由

番 号
年 月 日

届出者 あて

秋田県知事

大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る県の意見について（通知）

大規模小売店舗立地法第5条第1項（第6条第2項、附則第5条第1項）の規定により、 年 月 日付けで届出のあった次の大規模小売店舗に係る届出事項について、同法第8条第4項の規定により次のとおり意見を申し述べます。

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 意見
- 3 理由

番 号
年 月 日

届出者 あて

秋田県知事

大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る県の意見について（通知）

大規模小売店舗立地法第 5 条第 1 項（第 6 条第 2 項、附則第 5 条第 1 項）の規定により、 年 月 日付けで届出のあった次の大規模小売店舗に係る新設（変更）届出について、周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見はありませんので、同法第 8 条第 4 項の規定により通知します。

なお、今後とも、大規模小売店舗の周辺地域の生活環境保持に努めてください。

また、県は大規模小売店舗立地法の適切な運用を図るため、必要な限度において報告を求めることがあることを申し添えます。

- ・ 大規模小売店舗の名称及び所在地

要綱様式 4

年 月 日

秋田県知事 へ

氏名又は名称及び法人にあって
はその代表者の氏名
住 所

大規模小売店舗立地法第 8 条第 4 項の規定により述べられた次の店舗に係る秋田県の
意見に対し、同条第 7 項の規定により、届出事項を変更しない旨を通知します。

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 届出事項を変更しない理由

要綱様式 5

番 号
年 月 日

市町村長 あて

秋田県知事

大規模小売店舗立地法に基づく届出について(照会)

年 月 日付けで届出(通知)のあった次の大規模小売店舗に係る届出事項について、大規模小売店舗立地法第9条第1項の規定に基づき 年 月 日までに意見を提出願います。

- ・大規模小売店舗の名称及び所在地

秋田県知事 あて

市町村長

大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る意見
について(回答)

年 月 日付け で照会のありました1の大規模小売店舗についての意見は、
2のとおりです。

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 意見(意見がない場合は、意見なし)
- 3 意見ありの場合は、その理由

番 号
年 月 日

届出者 あて

秋田県知事

大規模小売店舗立地法に基づく県の勧告について(勧告)

年 月 日付で届出(通知)のあった次の大規模小売店舗に係る届出事項について、大規模小売店舗立地法第9条第1項の規定により、次のとおり勧告します。

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 勧告
- 3 理由

番 号
年 月 日

市町村長 あて

秋田県知事

大規模小売店舗立地法に基づく県の勧告について(通知)

年 月 日付で届出(通知)のあった次の大規模小売店舗に係る届出事項については、大規模小売店舗立地法第9条第1項の規定により次のとおり届出者に対し勧告しましたのでお知らせします。

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 勧告
- 3 理由

要綱様式9

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

報 告 書

年 月 日

秋田県知事 へ

氏名又は名称及び法人にあって
はその代表者の氏名
住 所

大規模小売店舗立地法第14条 $\left(\begin{array}{l} \text{第1項} \\ \text{第2項} \end{array} \right)$ の規定により報告依頼があった事項につ
いて、次のとおり報告します。

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 報告内容

【 巻末参考資料 】

大規模小売店舗立地法に基づく届出書類チェックリスト

大規模小売店舗立地法に基づく届出に関して、周辺の地域の生活環境の保持の観点から十分な配慮が求められる事項や特に留意すべき事項等をまとめたチェックリストです。届出書類を作成される際の参考としてご活用ください。

ただし、配慮、留意すべき事項等のすべてを網羅したチェックリストではないこと、チェックリストに記載されている事項すべてに配慮、留意した届出であれば、法第8条第4項の規定による「県意見」がないことを保証するものではないことに、十分ご留意願います。

大規模小売店舗立地法に基づく届出書類チェックリスト

I 形式的事項

1 関係法令の手続き状況はどうか。

(補足) 農振法(農振除外)、農地法(農地転用許可)、都市計画法(開発許可)、道路法(24条協議)、道路交通法(交通協議)等

2 用途地域はどうか。

3 店舗面積は正しいか。

(補足) 店舗面積とは、「小売業」を行う部分の「床面積」であるため、小売業以外の部分又は建築基準法上の床面積でない部分は、店舗面積に含まれない。店舗面積の考え方に関する代表的な事例は以下のとおり。

- ・クリーニング店や飲食店は、小売業でないため、店舗面積に含まれない。
- ・青空販売は、建築基準法上の床面積以外の部分であるため、店舗面積に含まれない。
- ・軒下は、建築基準法上の軒であり、かつ、販売行為を行う場合は、店舗面積に含まれる。
- ・自動販売機は、持ち帰り品の場合は店舗面積に含まれ、イスやテーブルを設置してその場で飲食する場合は店舗面積に含まれない。
- ・店舗出入口部分や風除室は、販売行為を行う場合や買物カートを置く場合は、店舗面積に含まれる。
- ・ガソリンスタンドは、その販売方法が特殊であるため、店舗面積に含まれない。一方、ホームセンター等による灯油販売は、建築基準法上の床面積の部分である場合は、店舗面積に含まれる。

4 駐車台数は正しいか。また、指針値以上を確保しているか。

(補足1) 駐車台数とは、来客用駐車台数であり、従業員用駐車台数は含まない。

(補足2) 平成19年2月1日経済産業省告示第16号「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき指針」(以下「指針」という。)に基づき、店舗面積、用途地域、市町村人口、駅からの距離の4項目を変動係数とした計算式から算出される必要駐車台数以上を確保すること。

なお、家具店や大きな工作用品等を主として扱うホームセンター等の場合は、特別の事情に該当するとして、上記計算式ではなく既存類似店のデータ等から必要駐車台数を算出することができる。

(補足3) 併設施設の種類、面積によって、算出された必要駐車台数に変動係数を乗じて算出される台数以上の確保が求められる場合がある。

5 駐輪台数は正しいか。また、十分な台数を確保しているか。

(補足) 指針には必要駐輪台数の計算式はなく、地域の実情や既存類似店のデータ等から判断して、ピーク1時間に必要な駐輪台数を確保すればよい。なお、店舗面積35㎡当たり1台という考えも示されているが、店舗面積3千㎡以下の店舗の平均値であり、参考値に留まる。

6 荷さばき施設面積は正しいか。また、十分な面積を確保しているか。

(補足) 指針には必要荷さばき面積の計算式はなく、平均的な荷さばき処理時間と同時作業可能台数から考えて十分な面積を確保すればよい。

7 廃棄物保管容量は正しいか。また、指針値以上を確保しているか。

(補足1) 店舗面積、平均保管日数、見かけ比重の3項目を変動係数とした計算式から算出される必要容量以上を確保すること。

なお、計算式によることが適当でない場合は、既存類似店のデータ等から必要容量を算出することができる。

(補足2) 保管施設を併設施設と共用する場合は、併設施設からの排出量も考慮して、小売店舗に係る保管容量が確実に確保されること。

(補足3) 届出事項としては、指針上の6種類に係る保管容量のみでよいが、廃家電や粗大ゴミ等の排出が予測される場合は、当該廃棄物等についても適切な保管容量を確保すること。

8 各書類で整合性は取れているか(来客自動車来台数)。

- ① 必要駐車台数
- ② 1日当たり自動車来台数
- ③ ピーク1時間当たり自動車来台数
- ④ 方向別自動車来台数
- ⑤ 交差点の需要率計算上の方向別自動車来台数
- ⑥ 騒音予測上の自動車来台数

9 各書類で整合性は取れているか(時間)。

- ① 営業時間

- ② 駐車場利用時間帯
- ③ 荷さばき時間帯
- ④ 冷却塔等の稼働時間帯
- ⑤ 騒音予測上の騒音継続時間

II 実質的事項

1 駐車場・駐輪場・荷さばき施設・廃棄物等保管施設等

(1) 従業員用駐車場、冬期間の堆雪場所は確保しているか。

(補足1) 従業員用駐車場を来客用駐車場と共有する場合は、従業員用駐車台数を除いた来客用駐車台数が、指針上の必要駐車台数を上回ることを。

(補足2) 本県においては冬期間の堆雪場所は必ず確保することとし、来客用駐車区画の一部を堆雪場所とする場合は、使用不能となる台数分を引いてなお指針上の必要駐車台数を上回ることを。

(2) 建物配置図等に、駐車区画の寸法表示、車路・出入口の寸法表示、止まれ等の路面表示、堆雪場所の表示があるか。

(3) 原付バイク、自動二輪車の駐車スペースはどこか。

(補足1) 原付バイクについては、駐輪台数の内数として取り扱ってよい(関係法令上、自転車と同じであるため)。

(補足2) 自動二輪車については、その需要が相当程度見込まれる場合以外は、駐車台数の内数として取り扱ってよい(関係法令上、自動車と同じであるため)。

(4) 駐車場内の来客自動車動線は適切か。

(補足) 来客自動車の安全確保等の観点から、特段の配慮が必要な場合がある。

【過去の事例】

- ・荷さばき施設や廃棄物保管施設の位置が来客自動車動線に面しているため、当該施設前の車路を一方通行とした事例

(5) 詳細な荷さばき計画表はあるか。

(補足1) 1時間毎の車種別(大きさ別)の搬出入車両数を示した、詳細な荷さばき計画であること。

(補足2) 10トン車等の大型車両による荷さばきは、来客のピーク時間帯を避けるなどの配慮が必要である。

(6) 荷さばき施設や廃棄物保管施設の位置、荷さばき自動車や廃棄物収集車両の動線は適切か。

(補足) 来客自動車の安全確保等の観点から、荷さばき専用出入口の設置など特段の配慮が必要な場合がある。

【過去の事例】

- ・荷さばき施設や廃棄物保管施設が来客自動車の出入口に近接しているため、荷さばき車両等が当該施設を利用する際に交通整理員を複数配置した事例
- ・店舗敷地と道路との間に段差等がないために荷さばき車両が至る所から出入庫可能な状況であるとき、敷地境界線付近にガードパイプを設置して、荷さばき車両の出入庫可能な部分を荷さばき施設付近に限定した事例

(7) スーパーマーケット等食品加工場を付設している場合に、調理臭や悪臭を防止するための対策を講じているか。

(補足) 下記の対策(例示)のうち、必要と認められるものを合理的に選択し又は組み合わせて実施すること。

- ・換気扇、給排気口等に悪臭原因物を取り除く機器を設置する
- ・住居に面する方向には、換気扇等の配置を避ける
- ・食品加工場及び関連設備を定期的に清掃する 等

(8) 防犯対策は適切か。

(補足) 一般的な防犯対策としては、適切な照明の設置や警備員の巡回、閉店後の駐車場出入口の封鎖等が挙げられる。

2 駐車場の出入口・案内経路等

(1) 道路管理者との道路法24条協議の状況は怎么样了か、警察との協議状況は怎么样了か。

(補足) 新設の場合や、変更の場合で駐車場の出入口の追加又は位置変更が伴う場合は、道路法24条協議が必要であり、このことが前提となることから、協議日、説明者及び相手方、説明内容、提出書類、指摘事項等を書面にまとめて提出させること。

また、道路交通法との関係で出入口を設置することができない道路の部分があるため、警察（地元所轄署で可）との協議も必須であり、当該協議の状況についても併せて報告させること。

(2) 方向別自動車来台数や駐車場法等関係法令からみて、出入口の数及び位置は適切か。

(補足1) 方向別自動車来台数は、商圈を数ブロックに分割し、ブロック別の人口割合にピーク1時間当たり自動車来台数を乗じて算出するのが通常である。

(補足2) 一般的に大規模小売店舗の来客用駐車場は、駐車場法第11条でいう「路外駐車場で自動車の駐車のために供する面積が5百㎡以上であるもの」に該当し、同法及び同法施行令の適用を受けると解されている。

【 道路法施行令第7条以下に定める技術的基準より（一部抜粋のうえ要約したもの） 】

- ・ 道路交通法第44条各号に掲げる道路の部分（交差点の側端や道路のまがりかどから5m以内の部分等）には出入口を設けてはならない
- ・ 幅員（車道の幅員ではなく道路全体の幅員）が6m未満の道路には出入口を設けてはならない
- ・ 前面道路が2以上ある場合は、自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に出入口を設けること
- ・ 出入口付近の構造は、道路を通行する者の存在を確認できるようにしなければならない
- ・ 車路の幅員は5.5m以上（一方通行の場合は3.5m以上）であること 等

(3) 駐車場の入庫処理能力は十分か、駐車場内に指針値以上の駐車待ちスペースが確保されているか。

(補足1) 公道において入庫待ち行列が発生しないようにするため、入庫処理能力については、1時間当たり入庫処理能力（平面自走式の場合で1台当たり約8秒＝1時間当たり450台）がピーク1時間当たり自動車来台数を上回ること。

(補足2) さらに、一時的に一度に相当数の来車が集中しても公道において入庫待ち行列が発生しないよう、指針上の計算式から算出される駐車待ちスペースを確保すること。

各入口に必要な駐車待ちスペース（m）

$$= (\text{当該入口の1分当たりの来台数} \times 1.6 - \text{当該入口の1分当たり入庫処理可能台数}) \times 6$$

※1.6を乗じているのは、95%の確立で公道に駐車待ち行列が発生しないようにするためである

※当該入口の1分当たり入庫処理可能台数は、平面自走式の場合は7.5となる

(4) 来店・退店経路は適切か、左折入庫を原則としているか。

(補足1) 経路が複数想定される場合には、最も混雑の発生が小さくなるように設定すること。

住宅地の生活道路等静穏が要求される道路、歩車道が区分されていない通学路や狭い道路をできる限り回避すること。

(補足2) 原則として左折入庫とし、特に、右折入庫とならないよう配慮すること。

ただし、右折入庫台数が少ない、適切な右折用車線が確保されているなど、右折待ち渋滞が発生せず周辺道路の交通に与える影響が小さい場合には、右折入庫でも可とする場合があること。

(補足3) 周辺道路の交通安全等の観点から、特段の配慮が必要な場合がある。

【 過去の事例 】

- ・ 当初の計画では狭い道路を経路として設定していたが、道路管理者等と協議のうえ計画を変更し、当該道路を経路から外した事例
- ・ 狭い道路を経路として設定していたため、道路管理者と協議し、当該道路を対面通行可能な幅まで拡張した事例
- ・ 駐車場の出入口が面する道路が狭い道路であるため、荷さばき車両の経路を狭い道路を迂回するよう設定し、荷さばき業者を経路厳守を指導するとした事例

(5) 交通整理員の配置、誘導看板の設置、チラシによる来店・退店経路の周知など、混雑や交通事故防止のための対策を講じているか。

(補足) 混雑防止等の観点から、交通整理員の常駐、敷地外看板の設置など特段の配慮が必要な場合がある。

【 過去の事例 】

- ・ 周辺集落を通る狭い道路を利用しての来店を極力回避するため、集落の手前に広域誘導看板を設置した事例
- ・ 目立った集客施設が立地していない地域に大規模ショッピングセンターを新設することとなったが、通学路である道路に設置する出入口で多数の来客自動車の出入庫が見込まれたため、繁忙時だけでなく登下校時間にも交通整理員を配置した事例

3 周辺道路の交通に与える影響

(1) 地元警察との交通協議の状況はどうか。

(補足) 交通量調査の必要性、交通量調査地点の選定、信号現示の調整、付加車線の必要性、出入口設定、経路設定等について、道路交通法等の観点から各種の指導が行われる。

(2) 交通量調査を行っているか。

(補足) 駐車場の出入口の位置や経路を設定するためには、一般的には交通量調査が必要であるが、自動車来台数が少ない、交差点から相当離れた場所に立地している、周辺道路が相当に整備されている等の事情から調査を要しない場合もある。

(3) 近隣交差点の需要率（飽和度）が0.9以下となっているか。

(補足1) 周辺道路の交通に与える影響を判断するための手法は、交差点需要率（飽和度）等の評価指標による「静的な手法」と、交

- 通シミュレーションによる「動的な手法」があるが、交通渋滞が深刻な場合を除いて前者のみでよい。
- (補足2) 一般的には近接交差点の需要率(飽和度)の予測評価が必要であるが、自動車来台数が少ない、交差点から相当離れた場所に立地している、周辺道路が相当に整備されている等の事情から予測評価を要しない場合もある。
- (補足3) 交差点需要率(飽和度)と併せて混雑度(交通容量比)も予測評価する場合がある(混雑度は1.0以下であること)。

4 騒音

(1) 等価騒音レベルを予測評価する上での環境基本法に基づく地域の指定及び基準値、夜間における騒音レベルの最大値を予測評価する上での騒音規制法に基づく地域の指定及び基準値は、それぞれ正しいか。

- (補足1) 等価騒音レベルの評価は、環境基本法第16条、平成10年環境庁告示64号、平成10年環大企257号通知、平成13年環大企3号通知、平成11年秋田県告示第146号等に基づいて行う。
- 夜間における騒音レベルの最大値の評価は、騒音規制法第3条及び第4条、昭和43年厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示1号、平成16年環管大発040930002通知、昭和61年秋田県告示第218号及び第219号等に基づいて行うが、大規模小売店舗は騒音規制法でいう特定工場等に該当しない場合がほとんどであり、同法の強制力は原則としては及ばないものである。
- なお、拡声機の使用については、上記2法とは別に、秋田県公害防止条例第56条の規定に反してはならない。
- (補足2) 都市計画法の用途指定がされていない地域の場合は、当該地域の自然的条件、住宅等の立地状況、土地利用の動向等を勘案し、用途地域の定められている地域の状況を参考にして、適切な地域の指定の当てはめを行う。
- (補足3) 環境基本法(及び環境庁告示並びに秋田県告示)でいう昼間は午前6時から午後10時であり、夜間は午後10時から午前6時であり、騒音規制法(及び秋田県告示)でいう夜間は、本県の場合は、午後9時から午前6時である。

(2) 騒音予測地点は適切か。

- (補足) 等価騒音レベルの予測地点は、原則として建物の周囲の4方向からそれぞれ近接した最も騒音の影響を受けやすい地点に立地し又は立地可能な住居等の屋外(受音点)とする。
- 夜間における騒音レベルの最大値の予測地点は、大規模小売店舗の敷地境界線上の適切な地点とするが、敷地境界線上の予測地点で基準値を超える場合は、その延長線付近にある住居等の屋外を再予測地点として設定する。

(3) 発生する全ての定常騒音、変動騒音、衝撃騒音が予測評価されているか。

- (補足) 定常騒音：冷却塔、室外機、給排気口等から発生する騒音
変動騒音：来客自動車走行音、荷さばき車両走行音、廃棄物収集車両走行音、荷さばき車両アイドリング、廃棄物収集車両アイドリング、荷さばき車両後進警報ブザー、廃棄物収集車両後進ブザー、廃棄物収集作業音、BGM・営業宣伝音等
衝撃騒音：荷さばき作業に伴う荷下ろし音、台車走行音等

(4) 騒音源の位置、音響パワーレベル、騒音継続時間又は発生回数、騒音源から予測地点までの距離等、各種データは正しいか。

- (補足) 冷却塔、室外機等から発生する騒音については、届出上の営業時間や、冷却塔等の稼働時間と合致していること
来客自動車から発生する騒音については、届出上の駐車場利用時間帯や、1日当たり自動車来台数と合致していること
荷さばき車両及び作業から発生する騒音については、届出上の荷さばき時間帯や、荷さばき車両台数と合致していること

(5) 等価騒音レベルの予測結果、夜間における騒音レベルの最大値の予測結果は、それぞれ基準値を下回っているか。

- (補足1) 等価騒音レベルは、住居等の屋外に設けた予測地点での予測結果で判断し、当該地点で基準値を超えてはならない。
- (補足2) 夜間における騒音レベルの最大値は、第1に、敷地境界線上の予測地点での予測結果で判断し、当該地点で基準値を超える場合には、住居等の屋外に設けた再予測地点での予測結果で判断する。
- 【再予測地点における予測結果の考え方～これまでの県の考え方～】
- ・現に住居が立地している再予測地点では、基準値を超えないこと。
 - ・現在は住居が立地していないが、宅地造成され分譲開始となっているなど開店時点・リニューアル時点で住居が立地していることが届出時点で十分に予見できる再予測地点では、基準値を超えないこと。
 - ・現在は住居が立地しておらず、将来住居が立地する可能性が低い又は住居立地時期が届出時点で予見できない再予測地点において基準値を超えている場合は、来客に対するアイドリングストップや低速運転の呼びかけ等の適切な騒音対策を講じることを条件に、可とする場合があること。
- ただし、基準値を超過する騒音が深夜早朝の荷さばき騒音であって、複数の荷さばき騒音が基準値を超過している、基準値を超過する複数の荷さばき騒音は連続して発生するものである、基準値を大幅に超過している等の場合は、周辺の地域の夜間の静穏な生活環境が損なわれるおそれが強いとして騒音防止の対策を求める場合があること。

(6) 総合評価及び騒音対策はどうか。

- (補足1) 予測評価の結果を問わず、地元住民から騒音に関する苦情があった場合は適切に対応する旨の記述があること。
- (補足2) 夜間における騒音レベルの最大値の予測結果が基準値を超えている場合には、来客に対するアイドリングストップや低速運転の呼びかけ等の適切な騒音対策を講じる旨の記述があること。
- (補足3) 夜間に発生する騒音低減の観点から、特段の配慮が必要な場合がある。
- 【過去の事例】
- ・基準値を超える騒音が駐車場の一部分を走行する来客自動車走行音であったため、その近辺の駐車区画及び出入口を夜9時以降に閉鎖した事例

- ・基準値を超える騒音が来客自動車走行音であったが、基準値を下回る対策は困難として、当初の計画を変更し、閉店時刻を繰上げた事例
- ・基準値を超える騒音は荷さばき作業に伴う騒音であったが、夜間の荷さばき作業は不可避であるとして、夜間の荷さばき場所を住居側から遠くに離れた事例